

JBIC CHINA REPORT

中国レポート

4号
2023年度

コラム1

中国の2023年の経済動向と 2024年の経済政策の注目点

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

真家 陽一

コラム2

新興国向け貿易等で2023年も 増加を続ける中国・人民元の 越境決済と今後の展望

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

コラム3

「会社法」改正対応と 「外商投資法」対応

キャストグローバルグループ代表
弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

投資関連制度情報

新公布法令情報・解説

03

コラム1

中国の2023年の経済動向と
2024年の経済政策の注目点

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

真家 陽一

14

コラム2

新興国向け貿易等で2023年も増加を続ける
中国・人民元の越境決済と今後の展望

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

25

コラム3

「会社法」改正対応と「外商投資法」対応

キャストグローバルグループ代表/弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

39

投資関連制度情報

外国法の確知制度の整備

44

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

《今号の表紙：河南省商丘—開封間高速道路建設プロジェクト》

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1998年10月、河南省商丘—開封間高速道路建設プロジェクトを目的に中国銀行（中国政府）との間で、200百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。全長203.8kmの高速道路建設を支援し、河南省地域の輸送・物流の拡大・効率化を図り、本邦企業の中国における経済活動も支援。

コラム1

中国の2023年の経済動向と
2024年の経済政策の注目点

真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
日立総合計画研究所 リサーチフェロー

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より日立総合計画研究所リサーチフェローも兼職。

はじめに

中国の2022年の実質GDP（国内総生産）成長率は、前年比3.0%増にとどまり、政府目標の5.5%増前後は未達に終わる結果となった。2022年10月に北京市で開催された中国共産党第20回全国代表大会（第20回党大会）において3期目続投が決定した習近平政権は、2023年を第20回党大会の精神を全面的に貫徹する最初の年と位置付け、新型コロナウイルスの感染再拡大などの影響を受けて落ち込んだ国内経済をいかに立て直すかが喫緊の政策課題となっていた。

2023年3月に北京市で開催された全国人民代表大会（全人代、国会に相当）では、2023年の実質GDP成長率の政府目標が5.0%増前後に設定された。本目標が達成できるかどうかは、全人代を経て、李強氏が首相に就任するなど政府幹部が刷新された習近平政権の経済運営の試金石として注目された。

結果的には、2023年の実質GDP成長率は5.2%増となり、政府目標を0.2ポイント上回った。とはいえ、2022年が3.0%増にとどまったことに対する反動という面も大きく、2024年はそういった反動要因がなくなることに加えて、不動産市場や外需の低迷などが続くことが見込まれることから、主要国際機関は実質GDP成長率が4%台に低下すると予測している。

本稿はこうした状況を踏まえ、2023年の中国の経済動向を検証した上で、2024年の中国经济に対する主要国際機関の予測を概観するとともに、2023年12

月に北京市で開催された「中央経済工作会议」（翌年の経済政策の基本方針を決定する重要会議）の結果を基に、2024年の中国の経済政策を考察する。

1. 2023年の中国の経済動向

まず、主要マクロ経済統計を基に、2023年の中国の経済動向について、GDP、消費、投資、貿易、物価に分けて、それぞれ検証してみよう（図表1）。

図表1 中国の主要マクロ経済統計

項目	2019	2020	2021	2022	2023
実質GDP成長率	6.0	2.2	8.4	3.0	5.2
第1次産業	3.1	3.1	7.1	4.2	4.1
第2次産業	4.9	2.5	8.7	2.6	4.7
第3次産業	7.2	1.9	8.5	3.0	5.8
社会消費品小売総額	8.0	▲3.9	12.5	▲0.2	7.2
商品	7.9	▲2.3	11.8	0.5	5.8
飲食	9.4	▲16.6	18.6	▲6.3	20.4
ネット小売額	19.5	14.8	12.0	6.2	8.4
固定資産投資（農家を含まず）	5.4	2.9	4.9	5.1	3.0
製造業	3.1	▲2.2	13.5	9.1	6.5
インフラ	3.8	0.9	0.4	9.4	5.9
不動産開発	10.0	7.0	4.4	▲10.0	▲9.6
貿易総額（ドルベース）	▲1.0	1.7	28.8	4.3	▲5.0
輸出	0.5	3.6	28.0	6.9	▲4.6
輸入	▲2.7	▲0.6	29.7	1.0	▲5.5
消費者物価指数（CPI）	2.9	2.5	0.9	2.0	0.2

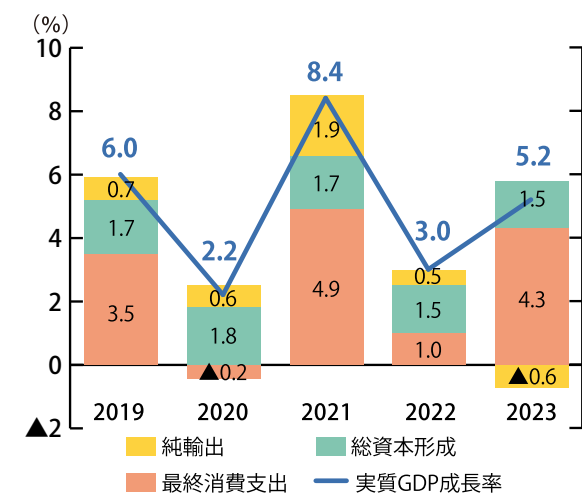
単位) %
出所) 国家統計局および海関総署の公表資料を基に作成

1) GDP (国内総生産)

国家統計局の2024年1月17日の公表によれば、2023年の名目GDPは126兆582億元（約2,587兆円、1人民元=約20.6円）、実質GDP成長率は前年比5.2%増となり、2023年の政府目標（5.0%増前後）を0.2ポイント上回った^[1]。産業別に見ると、第1次産業が4.1%増の8兆9,755億元、第2次産業が4.7%増の48兆2,589億元にとどまる一方、第3次産業が5.8%増の68兆8,238億元となり、経済成長の牽引役となった。

また、需要項目別に見ると、実質GDP成長率に対する寄与度は、最終消費支出が4.3ポイント、総資本形成が1.5ポイント、純輸出がマイナス0.6ポイントとなり、消費が回復する中、投資が低迷し、輸出が下押しする構図となった（図表2）。

図表2 中国の需要項目別実質GDP成長率の推移



出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

国家統計局の康義局長は「総じて見れば、2023年の中国経済は、外部からの圧力に耐え、内部の困難を克服し、国民経済が回復・好転し、質の高い発展が着実に推進され、主要所期目標が順調に達成され、社会主義現代化国家の全面的建設が確かな一歩を踏み出した。他方、現在、外部環境の複雑性、厳峻性、不確実性が増しており、経済発展は依然として多くの困難と課題に直面していることにも留意しなければならない」と総括した^[2]。

2) 消費

2023年の社会消費品小売総額は前年比7.2%増

の47兆1,495億元となった。新型コロナの感染再拡大などの影響を受けて、2022年の社会消費品小売総額が前年割れ（0.2%減）となった反動で、2023年の消費は比較的高い伸びを示した。このうち、ネット小売額は8.4%増の13兆174億元と全体の伸びを上回り、社会消費品小売総額に占める割合は27.6%と、4分の1を超えた。

消費類型別にみると、商品が5.8%増の41兆8,605億元、飲食が20.4%増の5兆2,890億元となり、飲食の回復が相対的に大きい。とはいえ、社会消費品小売総額に占める割合は、商品が9割弱、飲食が1割超となっており、飲食の回復が消費全体の伸びを牽引するには至らなかった。

3) 投資

2023年の固定資産投資（農家を含まず）は前年比3.0%増の50兆3,036億元で、伸び率は2022年（5.1%）比で2.1ポイント低下した。業態別にみると、中国の固定資産投資は製造業、インフラ、不動産開発で約7割を占める。製造業は6.5%増、インフラも5.9%増と比較的堅調な伸びを示したが、不動産市場の低迷を背景に、不動産開発が9.6%減と2年連続でマイナス成長となったことが全体の伸びを押し下げた。

4) 貿易

税関総署の2024年1月12日の公表によれば、2023年の貿易総額は外需の低迷などを背景に、前年比5.0%減の5兆9,368億ドルと前年割れとなった。輸出入別に見ると、輸出は4.6%減の3兆3,800億ドル、輸入は5.5%減の2兆5,568億ドルに減少した^[3]。輸入の減少幅が輸出を上回ったことから、貿易収支の黒字は147億ドル減の8,232億ドルとなった。

税関総署の呂大良報道官は「この1年、世界経済の回復は弱く、世界貿易の全体的なパフォーマンスは低迷しており、外需の弱さが中国の輸出に直接的な影響を及ぼした」と指摘。その上で呂報道官は2024年の輸出について「総じて見れば、外需の持続的な低迷は、依然として中国の輸出を制約する主因となっている。加えて、保護主義や一国主義など

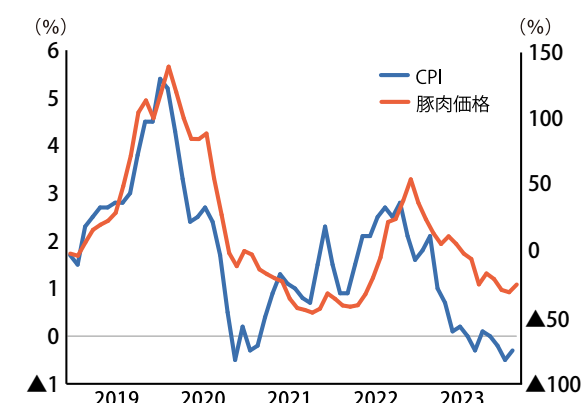
の要因も影響を及ぼしており、輸出は多くの困難に直面している」との見解を示した^[4]。

5) 物価

2023年の消費者物価指数（CPI）は、前年比0.2%上昇となり、政府目標（3.0%前後）を下回った。中国ではデフレ懸念が高まっているが、国家統計局の康義局長は「最近の物価下落は、食品・エネルギー価格の下落が主因であり、食品・エネルギー価格を除いたコアCPIは安定的に推移している」との見方を示している。

実際、コアCPIは0.7%上昇したが、食品価格は0.3%の上昇にとどまった。そのうち、豚肉価格が13.6%下落したことがCPI押し下げの主因となっている。豚肉価格は中国の物価に大きな影響を与えており、実際、CPIとの相関性が高い（図表3）。この背景にあるのが「ビッグサイクル」と呼ばれる豚肉の生産および価格が周期的に乱高下する現象である。豚肉価格が上昇すると、養豚業者の増産に伴う供給量増加で価格が下落、それを受けて養豚業者が減産することで供給量が減少し、価格が再び上昇するという現象で、中国では3～4年周期で起こっている。

図表3 中国のCPIと豚肉価格の伸び率の推移



注) 左目盛りがCPI、右目盛りが豚肉価格の伸び率
出所) 国家統計局の公表資料を基に作成

2. 2024年の中国経済の見通し

2023年の実質GDP成長率が前年比5.2%増と政

府目標を上回ったのは、2022年の減速に対する反動という面も大きい。2024年の実質GDP成長率の政府目標は2024年3月5日に開催が予定されている全人代で設定される見込みであるが、反動要因がなくなることに加えて、不動産市場や外需の低迷などが続くことが見込まれることから、主要国際機関は実質GDP成長率が4%台に低下すると予測する向きが多い（図表4）。

世界銀行は、消費はマインドの冷え込みと経済不確実性の増大で低迷、投資も不動産セクターの低迷で抑制されることに加えて、債務拡大、労働力の高齢化と減少、生産性向上余地の縮小等の構造的逆風が経済活動の重荷となることから、実質GDP成長率は2024年が4.5%増、2025年は4.3%増に減速すると予測している^[5]。

アジア開発銀行（ADB）は、消費と民間投資は持ち直しつつあるが、不動産セクターは依然として縮小傾向にあり、サービス業の成長の勢いは続いているものの、製造業の需要が弱いことから、2024年の実質GDP成長率は4.5%増と予測している^[6]。

経済協力開発機構（OECD）は、金融緩和と追加的なインフラ投資が内需を下支えするものの、消費の伸びは依然として鈍く、不動産セクターの活動も弱まり続けていることから、実質GDP成長率は2024年が4.7%増、2025年が4.2%増に減速すると予測している^[7]。

国際通貨基金（IMF）は、不動産市場と外需の低迷が続く中、2024年の実質成長率は4.6%増に減速し、生産性の低下と人口高齢化が逆風となり、2028年には約3.5%増まで低下すると予測している^[8]。

図表4 主要国際機関による中国の実質GDP成長率予測

機関名	2024年	2025年	公表時期
世界銀行	4.5%	4.3%	2024年1月
	4.4%	n.a.	2023年10月
アジア開発銀行 (ADB)	4.5%	n.a.	2023年12月
	4.5%	n.a.	2023年9月
経済協力開発機構 (OECD)	4.7%	4.2%	2023年11月
	4.6%	n.a.	2023年9月
国際通貨基金 (IMF)	4.6%	n.a.	2023年11月
	4.2%	4.1%	2023年10月

注) 上段が本稿執筆時点での最新予測、下段が前回公表時点の予測
出所) 各国際機関の公表資料を基に作成

3. 2024年の中国の経済政策

ここまで、2023年の中国の経済動向を検証した上で、2024年の中国経済に対する主要国際機関の予測を概観してきた。2024年の中国経済がさらに減速する懸念が高まる中、中国政府はどのように対応しようとしているのであろうか。ここでは、2023年12月11～12日に北京市で開催された「中央経済工作会議」の結果を基に、2024年の中国の経済政策を考察する。

1) 中国経済に対する現状認識

「中央経済工作会議」後に公表されたコミュニケーションによれば、中国にとって2023年は「第20回党大会の精神を全面的に貫徹するためのスタートの年であり、3年間の新型コロナ対策の段階的転換後、経済が回復・発展した1年であった」との認識が示された^[9]。

他方、会議では、経済の回復・好転をさらに促進するには、①有効需要の不足、②一部の業界の過剰生産能力、③社会の期待の弱さ、④リスクや隠れた危険の多さ、⑤国内大循環における障害の存在、⑥外部環境の複雑性・厳峻性・不確実性の増大などの問題に効果的に対応・解決しなければならないことが指摘された。

2) 2024年の経済政策の方向性

会議では、2024年の経済活動に適切に取り組むべく、安定の中で前進を求める活動の総基調を堅持し、新たな発展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、新たな発展構造の構築を加速し、質の高い発展の推進に力を入れ、改革開放を全面的に深化させ、ハイレベルの科学技術の自立自強を推進し、マクロコントロールを強化し、内需拡大と供給側構造改革の深化、新型都市化と農村の全面的な振興、質の高い発展とハイレベルの安全を両立し、経済の活力を確実に強化し、リスクを防止・解消し、社会の期待を改善し、経済の回復・好転の態勢を強化し、経済の質の效果的向上と量の合理的増加を持続的に推進し、民生・福祉を増進し、社会の安定を維持し、中国式現代化で強国建設と民族復興の偉業を全面的に

推進するという方向性が示された。

3) 2024年の経済政策の基本方針

会議では、2024年は安定の中で前進を求め、前進で安定を促進し、「先立後破」(先に打ち立て後に打ち破る:新しいものをつくってから古いものをやめる)を堅持し、予想・成長・雇用の安定に資する政策を多く打ち出し、方式の転換、構造の調整、質の向上、効率の向上を積極的に推進し、安定の中で好転する基礎を持続的に強化することや、マクロ政策のカウンターシクリカル(逆周期)とクロスシクリカル(跨周期)の調整を強化し^[10]、引き続き積極的な財政政策と穏健な金融政策を実施し、政策手段の革新と協調・連携を強化することが求められた。

①積極的な財政政策は適度に力を入れ、質と効率を向上

財政政策の余裕を適切に活用し、資金の効率と政策の効果を高める。財政支出構造を最適化し、国家の重大戦略任務の財政的保障を強化する。地方政府の特別債券を資本金に充てる範囲を合理的に拡大する。構造的な減税・手数料引き下げ政策を適切に実行し、科学技術イノベーションと製造業の発展を重点的に支援する。移転支出資金の監督管理、財政・経済の規律を厳格化する。財政の持続可能性を強化し、末端の「三保」(基本的民生、賃金、運営の保障)のボトムラインを守る。一般的な支出を厳格に抑制する。

②穏健な金融政策は柔軟で適度、正確かつ効果的

流動性の合理的余裕を維持し、社会融資総量^[11]、通貨供給量を経済成長および物価水準の所期目標と一致させる。金融政策手段の総量と構造の二重機能を適切に発揮し、金融機関が科学技術イノベーション、グリーン・トランスフォーメーション(GX)、小規模・零細企業、デジタル経済などに対する支援を強化するよう指導する。社会融資コストの安定の中での引き下げを促進する。人民元為替レート^[12]の合理的で均衡のとれた水準での基本的安定を

維持する。

③マクロ政策の方向の一致性を強化

財政、金融、雇用、産業、地域、科学技術、環境保護などの政策の協調・連携を強化し、非経済的政策をマクロ政策の方向の一致性評価に組み入れ、政策の一体性を強化し、合力(シナジー)の形成を確保する。経済宣伝と世論誘導を強化し、中国経済光明論を提唱する。

3) 2024年の重点経済政策

会議では、2024年は質の高い発展の推進を中心に、重点を際立たせ、カギとなる点を把握し、経済活動に着実に取り組むことが強調された。

その上で会議では、2024年の重点経済政策として、①科学技術イノベーション主導の現代産業体系の構築、②国内需要の着実な拡大、③重点分野の改革深化、④ハイレベルな対外開放の拡大、⑤重点分野におけるリスクの持続的かつ効果的な防止・解消、⑥「三農」問題^[12]への取り組み堅持、⑦都市と農村の融合および地域の協調発展の推進、⑧生態文明建設およびグリーン・低炭素発展の推進、⑨民生の確実な保障・改善の9項目が提起された。各政策の主な内容は以下の通りである。

①科学技術イノベーション主導の現代産業体系の構築

科学技術イノベーションで産業イノベーションを推進し、破壊的技術と先端技術で新たな産業、モデル、原動力を生み出し、「新たな質の生産力」を発展させることが提起された。

そのための重点活動として、第1に掲げられたのが、新型拳国体制の整備である。製造業の重点産業チェーンの質の高い発展のための行動を実施し、品質サポートと基準による牽引を強化し、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性と安全水準を向上させる。

第2が新型工業化の推進である。デジタル経済を発展させ、人工知能(AI)の発展を加速させる。バイオ製造、商業宇宙飛行、低空経済^[13]などの戦

略的新興産業を育成し、量子・生命科学など未来産業の新たな成長ルートを開拓する。また、デジタル・スマート・グリーン技術を応用し、伝統産業の転換・高度化を加速させる。

第3がイノベーション体系の最適化である。応用・基礎研究と先端研究を強化し、企業の科学技術イノベーターの主体としての地位を強化するとともに、ベンチャー投資、株式投資の発展を奨励する。

②国内需要の着実な拡大

潜在力のある消費を喚起するとともに、有効な投資を拡大することで、消費と投資が相互に促進する好循環を形成する方針が打ち出された。

消費分野では、新型消費を育成・拡大すべく、デジタル消費、グリーン消費、健康消費を発展させ、スマートホーム、文化・娯楽・観光、スポーツイベント、国貨潮品(国産トレンド商品)^[14]などの新たな消費の成長分野を育成する。また、伝統的消費の拡大を図り、新エネルギー自動車、電子製品などの消費を促進する。さらに、消費環境の最適化に向けて、都市・農村住民の収入を増やし、中所得層の規模を拡大するほか、技術、エネルギー消費、排出などの基準向上を牽引役として、大規模な設備更新および消費財の買い替えを推進する。

他方、投資分野では、政府投資の牽引・拡大効果を発揮し、基幹コア技術の研究開発、新型インフラ、省エネ・排出削減・炭素低減を重点的に支援し、発展の新たな原動力を育成する。また、投融資メカニズムを整備し、官民連携の新たなメカニズムを実施し、新型インフラ建設などの分野への社会資本の参加を支援する。

③重点分野の改革深化

改革を全面的に深化させる重大措置を計画し、質の高い発展を推進し、中国式現代化建設を加速する原動力を持続的に注入することが謳われた。

その重点となるのが、「2つのいささかも揺るぐことなく」^[15]の体制メカニズム整備であり、各種経営主体の内生的原動力と活力を喚起するとしている。この一環として、国有企業については、改革深

化・向上行動を実施し、コア機能を強化し、コア競争力を向上させる。

他方、民営企業については、発展・拡大を促進し、市場参入、公平な法執行、権益保護などの面で一連の措置を実施するとともに、「専精特新」^[16] 中小企業の発展を促進する。また、「全国統一大市場」^[17] の建設を加速し、さまざまな形態の地方保護と市場分割を排除するほか、社会全体の物流コストを効果的に低減していく。

④ハイレベルな対外開放の拡大

貿易面では、対外貿易の基盤を強化するとともに、新たな原動力の育成を加速すべく、中間財貿易、サービス貿易、デジタル貿易、越境EC（電子商取引）による輸出を開拓する。

投資面では、対内投資については、電気通信、医療などのサービス業の市場アクセスを緩和し、国際的な高基準の経済貿易ルールをベンチマークに、国境を越えるデータ移動や政府調達への平等な参加などの問題を解決し、市場化・法治化・国際化された一流ビジネス環境を持続的に建設し、「投資中国」ブランドを構築する。加えて、外国人がビジネス、留学、観光で訪中する際に直面する障害を効果的に解決する。

他方、対外投資については、質の高い「一帯一路」共同建設のための8項目の行動指針^[18] の着実な実施を支援し、重要な画期的プロジェクトや「小さくても美しい」民生プロジェクトを計画・推進する。

⑤重点分野におけるリスクの持続的かつ効果的な防止・解消

リスク対策の重点分野として、不動産、地方債務、中小金融機関を挙げ、違法な金融活動を厳しく取り締まるとともに、システムックリスクを発生させないというボトムラインを断固として守る方針が示された。

不動産については、リスクを積極的かつ着実に解消すべく、所有制の異なる不動産企業の合理的な資金需要を平等に満たし、不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進する。また、保障性住宅建設^[19]、

「平時・緊急時両用」公共インフラ建設^[20]、城中村再開発^[21] から構成される「三大プロジェクト」の推進を加速する。さらに、関連制度を整備し、不動産発展の新モデルの構築を加速する。

地方債務については、リスクの解消と安定的な発展を両立し、経済規模の大きな省が大黒柱の役割を担い、全国の経済安定に貢献する。

⑥「三農」問題への取り組み堅持

農業強国の建設に向けて、農村の全面的振興を力強く効果的に推進し、国家の食糧安全保障、大規模な貧困回帰の未発生をボトムライン、農村の産業発展、建設、ガバナンスのレベル向上を重点とするとともに、農民の増収措置を強化し、住みやすく、働きやすい美しい農村を建設する。

また、食糧などの重要農産物の安定的かつ安全な供給に力を入れ、農業を現代化された産業に育成する。

⑦都市と農村の融合および地域の協調発展の推進

新型都市化の推進と農村の全面的振興を有機的に連携し、各種要素の双方向の流動を促進し、都市と農村の融合発展の新たな枠組みを形成するという方向性が提起された。新型都市化の面では、都市再開発行動を実施し、住みやすく、強靱性があり、スマートな都市を建設する。

地域発展の面では、各地域の比較優位性を十分に発揮し、主体機能の位置付けに基づいて、新たな発展構造の構築に寄与する。この他、海洋経済の発展に尽力し、海洋強国を建設する。

⑧生態文明建設およびグリーン・低炭素発展の推進

グリーン・低炭素発展に向けて「美しい中国先行区」を建設するとともに、炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルを積極的かつ着実に推進し^[22]、グリーン・低炭素サプライチェーンの構築を加速する。また、新型エネルギー体系の構築を加速し、資源の節約・集約・循環・高効率利用を強化し、エネルギー資源の安全保障能力を向上させる。

なお、2024年1月11日に「美しい中国建設の全面的推進に関する中国共産党中央委員会、国务院の意見」が公表され、美しい中国建設のモデル構築の一環として、「美しい中国先行区」を建設することが提起された^[23]。

⑨民生の確実な保障・改善

雇用・社会保障・少子高齢化に対応する意向が示された。雇用面では、雇用優先志向を明確化し、重点グループの雇用安定を確保する。また、社会保障面では、緻密で強固な社会保障ネットワークを構築し、階層化・分類化された社会救済体系を整備する。さらに、少子高齢化面では、出産支援政策体系の整備を加速し、シルバー経済を発展させ、人口の質の高い発展を促進する。

4. 中央経済工作会議のポイント

新華社は2023年12月17日、中央経済工作会議の解説記事を配信。中国共産党の経済政策を担う中央財經委員会弁公室の関係責任者がメディアの取材に答える形式で、2023年の中央経済工作会議のポイントを解説した^[24]。

具体的には、①中国の経済発展が直面する内外環境、②財政・金融政策などのマクロ政策、③消費・投資・輸出の連携、④外資の誘致・活用措置、⑤「新たな質の生産力」の育成、⑥科学技術イノベーションの主導的役割の発揮および現代産業体系の構築、⑦民営企業の発展・拡大の促進、⑧不動産市場の安定的かつ健全な発展の促進、⑨重点分野のリスク防止・解消の9項目の問題が提示されており、これらの内容が今回の中央経済工作会議のポイントであることが示唆されている。

ここでは、紙幅の関係もあり、「『新たな質の生産力』の育成」および「不動産市場の安定的かつ健全な発展の促進」の問題に絞って、中国政府の政策措置を考察する。

1) 「新たな質の生産力」の育成

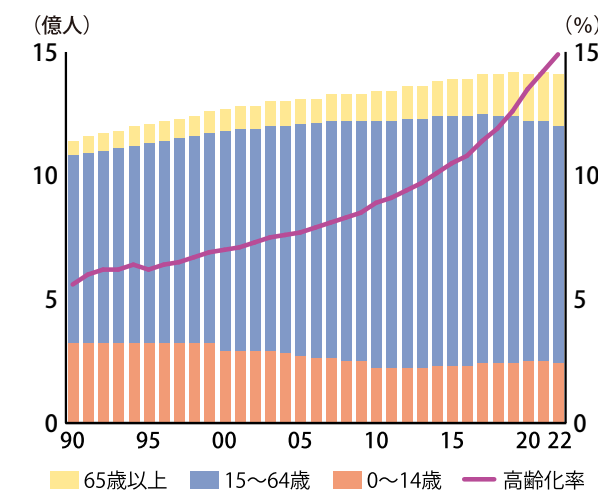
今回の中央経済工作会議では、科学技術イノベ

ーションによって産業のイノベーションを推進し、「新たな質の生産力」を発展させることが提起された。新華社の解説記事によれば、「新たな質の生産力」とは、「技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配置、産業の転換・高度化によって生み出された現代の先進的生産力であり、それは労働者、労働手段、労働対象およびそれらの最適な組合せによる質的变化を基本的な含意とし、『全要素生産性』^[25]の向上を中核的な指標とする」と説明している。

中国が「新たな質の生産力」という概念を打ち出した背景としては、少子高齢化に伴う人口減少により、中長期的にも潜在成長率の低下が見込まれる中、中国が経済成長を維持していくためには、全要素生産性の向上が喫緊の課題となっていることが指摘できる。

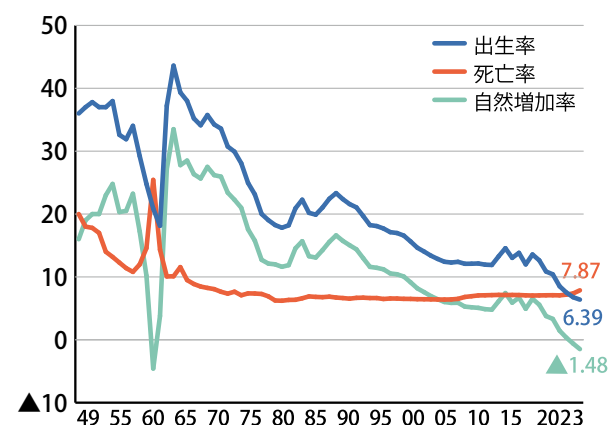
成長会計の理論に基づけば、供給サイドから見た経済成長の原動力は、労働、資本ストック、全要素生産性の3つとされる。中国の生産年齢人口（15～64歳）は2013年の10億1,041万人をピークに減少に転じており、2022年には9億6,289万人と、2013年比で4,752万人減少した（図表5）。中国の出生率は低下傾向で推移しており、国家統計局によれば、2023年は1,000人当たり6.39と過去最低を更新していることから（図表6）、生産年齢人口は中長期的にもさらなる減少が見込まれる。

図表5 中国の年齢別人口と高齢化率の推移



注) 左目盛りが人口、右目盛りが高齢化率
出所) 国家統計局「中国統計年鑑」2023年版を基に作成

図表6 中国の出生率・死亡率・自然増加率の推移

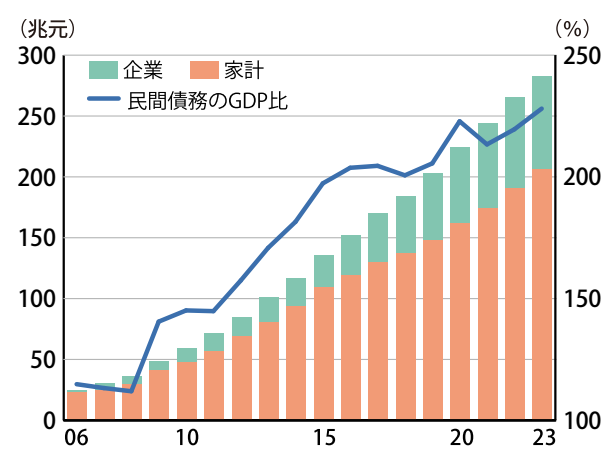


注) 出生率・死亡率・自然増加率は1,000人当たり
出所) 国家統計局「中国統計年鑑」2023年版および同局の公表資料を基に作成

また、民間セクターは過剰債務を抱えており、これまでのような投資は難しい。国際決済銀行 (BIS) によれば、中国の民間債務残高は2023年6月末現在、282兆4,003億元 (内訳は企業が205兆5,620億元、家計が76兆8,383億元)、GDP比で228.0%に達している (図表7)。

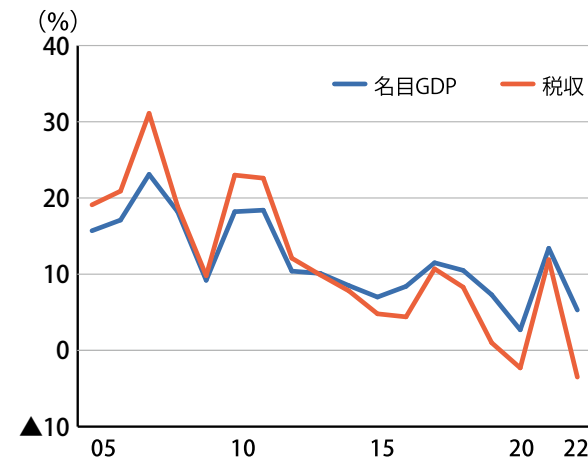
加えて、中国の名目GDPと税収の伸び率には相関関係があることから (図表8)、今後は経済成長の減速とともに税収の伸びも鈍化していくことが予想される。このため、税収を財源としたインフラ投資による社会資本ストックもこれまでのような伸びは期待できない。こうした背景もあり、中国は「新たな質の生産力」という概念を打ち出し、全要素生産性の向上を図ろうとしているものと思われる。

図表7 中国の民間債務残高とGDP比の推移



注1) 民間債務残高は左目盛り、GDP比は右目盛り
注2) 2023年は6月末現在
出所) 国際決済銀行 (BIS) の公表資料を基に作成

図表8 中国の名目GDPおよび税収の伸び率の推移



出所) 国家統計局「中国統計年鑑」2023年版を基に作成

新華社の解説記事は「新たな質の生産力」の育成を加速するためには、①新型労働者の構築、②新型生産手段の活用、③新たな質の生産力に適應する生産関係の形成の3項目を把握しなければならないと指摘している (図表9)。

図表9 「新たな質の生産力」の育成において把握すべき項目

項目	概要
① 新型労働者の構築	・新たな質の生産力を創造できる戦略的人材と、新たな質の生産手段を使いこなす応用型人材を育成。
② 新型生産手段の活用	・重要なコア技術を掌握し、新興産業の発展を強化。 ・技術レベルでは短所を補強、長所を構築し、汎用技術を重視。 ・産業レベルでは戦略的新興産業を強化し、未来産業を育成し、伝統産業を改造・高度化。
③ 新たな質の生産力に適應する生産関係の形成	・改革開放を通じて、新たな質の生産力の発展を制限する問題を解消し、各種の先進的で良質な生産要素を新たな質の生産力の発展に向けて円滑に流動させ、効率的に配置。

出所) 新華社「中央財經委員会弁公室の關係責任者が2023年中央經濟工作會議の精神を詳しく解説」(2023年12月17日)を基に作成

具体的な政策措置としては、①教育・科学技術・人材の好循環の円滑化、②新型学国体制の整備、③戦略的新興産業と未来産業の発展支援、④全国統一大市場の建設、⑤所得分配における要素参与メカニズムの整備、⑥ハイレベルな対外開放の拡大の6項目が挙げられている (図表10)。

図表10 「新たな質の生産力」の育成における政策措置

項目	概要
① 教育・科学技術・人材の好循環の円滑化	・科学者精神および企業家精神を奨励し、大胆なイノベーションを奨励する良好な雰囲気醸成。
② 新型学国体制の整備	・政府が戦略的指導の役割を發揮し、企業がイノベーションの主体となり、人材、資金などの各種イノベーション要素を企業に集中。
③ 戦略的新興産業と未来産業の発展支援	・企業のデジタル・スマート・トランスフォーメーションの加速を奨励し、実体経済とデジタル経済の融合を実現。
④ 全国統一大市場の建設	・民営企業の発展環境を持続的に最適化し、応用シーンの充実とイノベーションのメリット拡大において、超大規模市場の独自の優位性を發揮。
⑤ 所得分配における要素参与メカニズムの整備	・労働、知識、技術、管理、データ、資本などの生産要素の活力を活性化し、知識、技術、人的資本の方向性をよりよく反映。
⑥ ハイレベルな対外開放の拡大	・ビジネス環境を持続的に改善し、知的財産権の保護を強化し、国際競争力を備えたオープン・イノベーション・エコシステムを形成し、中国の発展配当を世界の企業や人材と共有。

出所) 図表9に同じ

2) 不動産市場の安定的かつ健全な発展の促進

現在、中国経済の大きな制約要因となっている不動産市場の問題について、中央經濟工作會議では、①不動産リスクの積極的かつ着実な解消、②三大プロジェクトの推進、③不動産発展の新モデルの構築といった政策措置が提起された。新華社の解説記事によれば、その具体的な内容は以下の通りである。

① 不動産リスクの積極的かつ着実な解消

不動産市場の動向を引き続き注視し、所有制の異なる不動産企業の合理的な資金需要を平等に満たし、正常に経営している不動産企業に対して、融資を回収せず、継続し、貸し渋りをせず、住宅に対する「硬直的需要」(住宅を持たない人の需要)と「改善的需要」(現在の住宅環境をより良くするための需要)を支援する。また、予約販売資金の管理を確実に強化し、建設中のプロジェクトの順調な完成を確保する。

② 三大プロジェクトの推進

三大プロジェクトは国民の喫緊の問題を解決する重要な民生プロジェクトであるだけでなく、不動

産関連の投資・消費を促進し、マクロ経済の安定にも資することから、各種関連支援政策を早急に整備し、一連のプロジェクト実施を早期に促進し、物理的な作業量を形成し、目に見える形で経済社会の利益を確保する。

③ 不動産発展の新モデルの構築

不動産発展の新モデルの構築は、不動産市場の安定的かつ健全な発展を促進するための根本的な対策となる。この一環として、三大プロジェクトの建設を推進する中で、保障性住宅の建設・供給を拡大し、政府を中心に基本的な保障を提供し、市場を中心に多層的な需要を満たす住宅供給体系の構築を加速し、給与所得層の硬直的住宅需要、都市・農村住民の多様な改善的住宅需要を満たす。

また、不動産の質の高い発展が直面する矛盾と問題に対応し、関連制度を整備し、不動産発展の新モデル構築に良好な制度的基盤を構築する。

これらの政策措置のうち、焦点となるのは不動産発展の新モデルの構築であろう。国家統計局の盛来運副局長は「中国の都市化率は常住人口ベースで65.2%、戸籍人口ベースで47.7%にすぎず、都市化には向上の余地があり、住宅に対する硬直的需要と改善的需要はまだ大きい」と強調している^[26]。とはいえ、硬直的需要が減少していくことは明らかである。中国において、住宅は結婚時(30歳前後)に購入するのが一般的であることを踏まえ、国連の「世界人口推計2022年版」を基に、25~34歳を対象として人口変化を見てみると、住宅購入年齢層の人口は2016年まで増加基調で推移してきたが、「一人っ子政策」による産児制限を背景に、2017年以降は2032年まで減少が続き、この16年間で約3割減少が見込まれている^[27]。中国人民銀行(中央銀行)の潘功勝総裁は「中国の不動産市場は20年余りの長期にわたる繁栄を経て、重大な転換期を迎えており、新たな均衡点を探している」と指摘している^[28]。

従って、今後はいかに改善的需要を拡大していくかが、今後の不動産セクターの発展に向けたカギを握るといえる。中国はまさに日本の1990年代のように、住宅販売の需要が新築からリフォーム(増改

築)に変化していく時期を迎えつつあり、不動産関連企業もビジネスモデルの転換が求められているといえよう。

例えば、日本の住宅設備大手TOTOは1993年、日本国内の販売戦略において「リモデル宣言」を打ち出し、新築からリフォーム重視へと転換。当時3割だった国内住設事業の売上高に占めるリフォームの比率は、2002年度に51%と初めて新築を上回り、2022年度は68%と約7割に達している。

TOTOは国内市場で培ったリフォーム市場の開拓手法を中国でも展開することを計画しており、同社の清田徳明社長は「中国は市況低迷で不動産開発にブレーキがかかっているが、市場が成長から成熟に変容し、ビジネスモデルを見直す時期にある」と現状を分析した上で「日本で効果的だったショールーム改革などをベースに、現地に合った手法でリモデルを広げたい」と述べている^[29]。

結びに代えて

本稿は、2023年の中国の経済動向を検証した上で、「中央経済工作会議」の結果を基に、2024年の中国の経済政策を考察してきた。主要国際機関が

中国経済の減速を予測する中、同会議の方針も踏まえ、2024年3月5日に開催が予定されている全人代において、実質GDP成長率の政府目標も含めて、どのような政策が策定されるのかが注目される。

また、中国の経済政策を展望する上では、2023年後半に開催が予定されていた中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（三中全会）がもう1つの注目点となる^[30]。本稿執筆時点では開催時期は不明だが、三中全会は中期的な経済政策の方針を検討する会議となっており、2024年のみならず、中期的な中国経済の発展に向けて、いかなる議論が展開されるのかが、今後の方向性を展望する上で大きな焦点になるものと見られる。

加えて、中国のマクロ経済政策を担う国家発展改革委員会が2023年12月19日に北京で開催した全国発展改革工作会議では、中間評価と連動して第14次5カ年計画（2021～2025年）の実行を推進するとともに、第15次5カ年計画（2026～2030年）における経済社会発展の基本構想を検討することも提起されており^[31]、その行方も注視していく必要があろう。

(2024年1月29日記)

- [1] 国家统计局「2023年国民経済は回復・好転、質の高い発展を着実に推進」2024年1月17日 (https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202401/t20240117_1946624.html)
- [2] 国务院新聞弁公室「2023年の国民経済の運営状況に関わる記者会見」2024年1月17日 (<http://www.scio.gov.cn/live/2024/33173/tw/>)
- [3] 税関総署「全国輸出入総額表（2023年12月）」2023年1月12日 (<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/2799825/302274/302275/5624311/index.html>)
- [4] 国务院新聞弁公室「2023年通年の輸出入状況に関わる記者会見」2024年1月12日 (<http://www.scio.gov.cn/live/2024/33162/tw/>)
- [5] 世界銀行プレスリリース「世界経済、過去30年で最低の水準へ」2024年1月9日 (<https://www.worldbank.org/ja/news/press-release/2024/01/09/global-economic-prospects-january-2024-press-release>)
- [6] アジア開発銀行 (ADB) 「Asian Development Outlook」2023年12月13日 (<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/931316/ado-december-2023.pdf>)
- [7] 経済協力開発機構 (OECD) 「Economic Outlook」2023年11月29日 (<https://www.oecd.org/economic-outlook/november-2023/>)
- [8] 国際通貨基金 (IMF) 「IMF Staff Completes 2023 Article IV Mission to the People's Republic of China」2023年11月7日 (<https://www.imf.org/en/News/Articles/2023/11/07/pr23380-imf-staff-completes-2023-article-iv-mission-to-the-peoples-republic-of-china>)

- [9] 新華社「中央経済工作会議を北京で開催、習近平主席が重要演説を公表」2023年12月12日 (http://www.news.cn/politics/2023-12/12/c_1130022917.htm)
- [10] カウンターシクリカルは景気変動による落ち込みを小さくする政策、クロスシクリカルは周期的な景気変動を跨いだ長期の成長に焦点を当てた政策を指す。中国政府は、短期的に高い成長率を維持するために、カウンターシクリカルを重視してきたが、潜在成長力の低下に歯止めをかけることを目的に、クロスシクリカルを重視する方向に転換しつつある。
- [11] 中国の非金融部門の資金調達量を示す指標で、銀行貸出、社債、地方債、株式、委託貸出、信託貸出、割引手形などが含まれる。
- [12] 中国では、農業、農村、農民に関する問題を一括して「三農問題」と呼んでいる。
- [13] ドローンなどの有人・無人航空機による低高度飛行活動や、関連分野の統合・発展によってもたらされる総合的な経済を指す。
- [14] 中国製で、中国の伝統的文化要素と現在のトレンドを組み合わせた商品。
- [15] 公有制経済をいささかも揺るぐことなく強化・発展させることと、非公有制経済の発展をいささかも揺るぐことなく奨励・支援・指導することを指す。
- [16] 専門性を有し、精密な技術力を持ち、差別化され、革新的な中小企業を指す。
- [17] 中国市場を大きな市場から強い市場へ転換するための十分に開放・統一された市場を指す。
- [18] 2023年10月18日に開催された「第3回『一帯一路』国際協力サミットフォーラム」開幕式における基調演説の中で、習近平国家主席は①「一帯一路」立体連結ネットワークの構築、②開放型世界経済建設の支持、③実務協力の展開、④グリーン発展の促進、⑤科学技術イノベーションの推進、⑥民間交流の支援、⑦クリーンな道の建設、⑧「一帯一路」国際協カメカニズムの整備から構成される質の高い「一帯一路」を支持する8項目の行動を公表した。
- [19] 保障性住宅とは、政府が低所得世帯に提供する、基準と価格、賃料の限定された住宅を指す。
- [20] 「平時」は観光、レクリエーション、レジャーなどに、「緊急時」は隔離場所に転換し、緊急隔離、臨時安置、物資保障などのニーズに対応できる重要緊急保障施設を指す。
- [21] 城中村とは、都市の中で発展から取り残された地域を指す。
- [22] 中国のカーボンニュートラル政策については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2022年度4号『カーボンニュートラルに向けた中国の政策動向と今後の展望』（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2022_04.pdf）を参照されたい。
- [23] 新華社「美しい中国建設の全面的推進に関する中国共産党中央委員会、国务院の意見」2024年1月11日 (<http://www.news.cn/politics/20240111/b1e10e998f644683b7e64d8bf8ff589b/c.html>)。
- [24] 新華社「中央財經委員会弁公室の関係責任者が2023年中央経済工作会議の精神を詳しく解説」2023年12月17日 (http://www.xinhuanet.com/2023-12/17/c_1130032167.htm)
- [25] 全要素生産性 (TFP: Total Factor Productivity) とは、労働や資本といった量的な生産要素以外の質的な成長要因を指し、技術進歩や生産性向上などが該当する。
- [26] 国务院新聞弁公室「2023年第1～3四半期の国民経済運営に関する記者会見」2023年10月18日 (<http://www.china.com.cn/app/template/amucsite/web/webLive.html#3226>)
- [27] 中国の不動産問題については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2023年度3号『減速が懸念される中国経済の現状と政策動向』（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023_03.pdf）を参照されたい。
- [28] 中国人民銀行「2023年金融街フォーラム年次総会における潘功勝・中国人民銀行総裁兼国家外貨管理局長の演説」2023年11月8日 (<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5125804/index.html>)
- [29] 日本経済新聞「TOTO、戦略転換から30年 水回り リフォームで稼ぐ」2023年11月7日
- [30] 三中全会は5年に1度開催される党大会で選出された中央委員と中央委員候補らによる3回目の党中央委員会全体会議。主に経済運営方針などについて議論される。
- [31] 国家発展改革委員会「中央経済工作会議の精神を全面的に貫徹し、発展・改革活動を新たな段階に引き上げ着実に推進～全国発展改革工作会議を北京で開催」2023年12月19日 (https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/wld/yd/zyhd/202312/t20231219_1362726.html)

コラム2

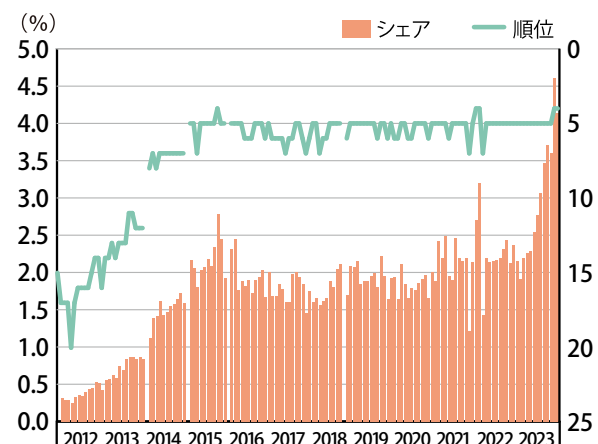
新興国向け貿易等で
2023年も増加を続ける中国・
人民元の越境決済と今後の展望

関根 栄一

(株)野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表1991年に日本輸出入銀行(現・国際協力銀行)入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。I. 2カ月連続で人民元が世
界第4位の為替取引高に

国際銀行間通信協会(SWIFT)が発表した世界の外国為替市場取引高に関する最新統計によると、2023年11月、人民元は、日本円を抜いて2022年1月以来の世界第4位、同決済シェアは単月で過去最高の4.61%となった(図表1)。続いて同年12月も、人民元は世界第4位と2カ月連続で第5位の日本円を抜き、決済シェアは4.14%となった。同統計から、人民元の国際的な為替取引高の増加が続いている様子が確認される^[1]。

図表1 世界の外国為替市場取引高における人民元の推移



注) 1. 2023年12月までの数値。
2. 2011年9月のシェア、及び2013年11月、2014年11月、
2015年11月、2018年9月の順位とシェアは、n.a.。
出所) 国際銀行間通信協会(SWIFT)より野村資本市場研究所作成

人民元の国際的な為替取引高の増加は、2023年9

月までの中国人民銀行の統計からも確認できる。同行が毎年公表している「人民元国際化報告」の2023年版によれば(同年10月27日公表、以下、2023年版報告)^[2]、人民元建てクロスボーダー決済金額は、2022年の42兆1,000億元(前年比15.1%増)に対し、2023年1~9月は38兆9,000億元(前年同期比24.0%増)となっており、通年で2022年の決済金額を抜き、記録を更新する見込みとなっている。

人民元の国際化の進め方に関しては、従来の「継続しつつ慎重に進める」方針から、2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会(第20回党大会)の政治報告では、「秩序立てて推進する」方針に表現が変更されている。地政学的変化を受け、新興国を中心に非ドル決済への関心が高まる中で、中国としては、人民元の国際化を、外部環境を与件として進めるのではなく、「人民元の国際化のスピードを着実に速め、同時に人民元の国際化を主体的かつ系統的に取り組む動きが強まる」(中国人民大学・国際通貨研究所・涂永紅副所長)との方向に舵を切った結果、2023年の決済金額の増加を後押ししたとも考えられる。本稿では、2023年の決済金額の増加の様子と、その背景を見ていく。

II. 記録更新を続ける2023年の
人民元国際化の進展状況1. 「一帯一路」沿線諸国向けでも
2023年の伸び率は増加1) 経常取引・資本取引ともに2022年の
伸び率記録を更新中

2023年版報告によると、前述の通り、人民元建てクロスボーダー決済金額は、2022年の42兆1,000億元に対し、2023年1~9月は38兆9,000億元(前年同期比24.0%増)となっており、この内訳を見ると、まず、2009年7月に解禁された貨物(モノ)、サービス、収益及び経常移転から構成される経常取引の人民元建て決済金額(人民元建て貿易決済金額)は、2022年の10兆5,000億元(前年比32.3%増)に対し、2023年1~9月は10兆2,000億元(前年同期比35.3%増)となっている。

次に、直接投資、証券投資等から構成される資本取引の人民元建て決済金額は、2022年の31兆7,000億元(前年比10.4%増)に対し、2023年1~9月は28兆8,000億元(前年同期比19.8%増)となっている。資本取引のうち、対内・対外双方の人民元建て直接投資金額は、2022年の6兆5,000億元(前年比11.3%増)に対し、2023年1~9月は5兆6,000億元(前年同期比19.2%増)となっている。

人民元建てクロスボーダー決済金額は、全体、経常取引、資本取引ともに、2022年は過去最高を記録しているが、2023年は、1~9月の決済金額の動きを見る限り、2022年の記録を更新して過去最高となる見込みである。

2) 国別・地域別では香港向けが半数
以上に

2023年版報告では、中国本土から見た2022年の国・地域別の人民元建てクロスボーダー決済金額比率を公表している。同比率によると、人民元オフショア市場の実験地として先行した香港が50.3%と半数以上を占め、シンガポールが10.3%、英国が5.9%、マカオが4.0%、日本が2.4%と上位5位まで続いている。

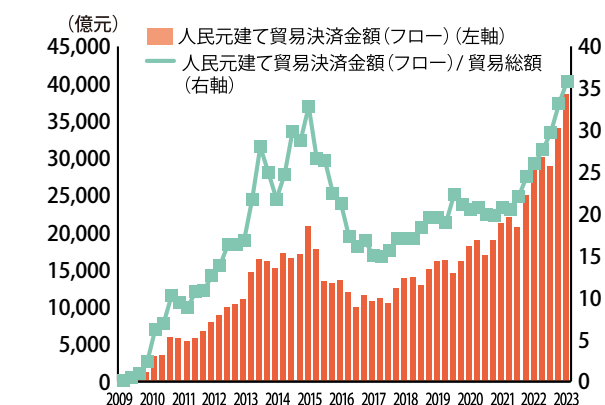
上位6位以降では、個別の欧州諸国を積み上げた主要欧州が5.3%となる(内訳はドイツの2.2%、スイスの1.6%、フランスの1.5%)。米国は2.0%で、そ

の他アジア地域では、台湾が2.2%、韓国が1.3%となっている。

2023年版報告では、他に、中国が提唱する広域経済圏構想「一帯一路」沿線諸国と同国との人民元建てクロスボーダー決済動向についても紹介されている。中国と同諸国との人民元建て決済金額は、2022年の7兆1,000億元(前年比4.4%増、決済金額全体の16.9%相当)に対し、2023年1~9月は6兆5,000億元(同19.0%増、決済金額全体の16.7%相当)となっている。また、2022年の決済金額のうち、モノの貿易は2兆3,000億元(前年比75.7%増)、サービスの貿易は2,307.5億元(同35.4%増)、直接投資は7,807.9億元(同13.9%増)となっている。

2. 2023年の人民元建て貿易決済
金額の伸びは貿易構成を反映1) 2023年第3四半期(7~9月)は過去
最高を記録

図表2 人民元建て貿易金額と比率(四半期ベース)



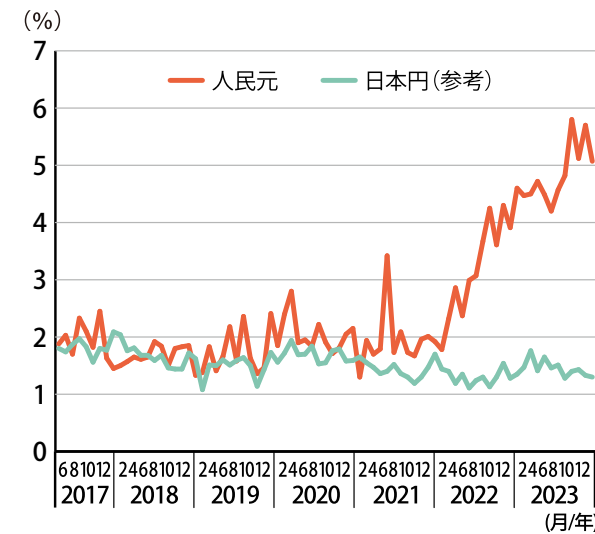
出所) CEIC(2023年11月1日付ダウンロード)より野村資本市場研究所作成

2023年の人民元建て貿易決済金額を見ると、第1四半期(1~3月)の人民元建て貿易金額は2兆8,900億元(同期間の貿易総額の29.7%に相当)、同年第2四半期(4~6月)は3兆4,100億元(同33.1%相当)、第3四半期(7~9月)は3兆8,600億元(同35.8%相当)と、四半期ベースでは過去最高を記録した(図表2)。

貿易総額に占める人民元建て決済のシェアは、人民元の国際通貨基金(IMF)の特別引出権(Special Drawing Rights、略称SDR)構成通貨

入りが決定された2015年の第3四半期に32.8%を記録しているが、2023年は同記録を2期連続で上回り、同年第3四半期はシェアでも過去最高を記録している。また、SWIFTが公表している世界の外国為替市場取引高統計のうち、貿易金融における人民元の決済シェアを見ると、2022年2月時点の1.78%から徐々に上昇し始めている（図表3）。続いて2023年9月時点5.8%、同年11月時点では5.7%と、同年は計2回、月次ベースで米ドルに次ぐ第2位を記録している。2023年12月の通貨の順位・決済シェアを見ると、第1位が米ドルで82.84%、第2位がユーロで7.35%、第3位が人民元で5.07%、第4位が日本円で1.3%となっている。

図表3 貿易金融における人民元の決済シェア



注) 2017年8月以降の数値。
出所) 国際銀行間通信協会 (SWIFT) より野村資本市場研究所作成

2) 新興国向け・自動車関連で増加する2023年の貿易金額・伸び率

2023年の人民元建て貿易決済金額の増加やシェアの上昇の要因として、同年の中国の貿易動向・構成も考えられよう。2024年1月12日に税関総署が発表した貿易統計によると、ドル建てベースで、2023年の貿易総額は5兆9,368億ドル（前年比5.0%減）、輸出は3兆3,800億ドル（同4.6%減）、輸入2兆5,568億ドル（同5.5%減）で、2016年以来、7年振りに輸出入ともにマイナスになった。その一方、同年の中露間の貿易総額は前年比26.3%増の2,401億ドルで過去最高を記録し、2024年までに2,000億ドル台に乗せるという目標を一年前倒しで達成した^[3]。

次に、人民元建てで見ると、2023年の貿易総額

は41兆7,568億元（前年比0.2%増）、輸出は23兆7,726億元（同0.6%増）、輸入は17兆9,842億元（同0.3%減）となった。これを国・地域別に見ると、2023年の中国のロシア国向け輸出は7,823億元、前年比53.9%増、ロシアからの中国の輸入は9,093億元、前年比18.6%増となっている（図表4）。他に、ブラジルからの輸入は前年比18.4%増、インドからの輸入は12.2%増となっている。品目別に見ると、輸出の絶対額及び伸び率では、自動車の7,165億元（前年比76.8%増）、自動車部品の6,166億元（同14.9%増）が目立つ（図表5）。同様に輸入では、石炭及び褐炭の3,723億元（前年比30.2%増）、石油精製品の1,965億元（同50.0%増）が目立つ。

図表4 2023年の中国の主要貿易動向 (国・地域別)

	輸出額 (億元)	前年比 (%)	全輸出に占める割合 (%)	輸入額 (億元)	前年比 (%)	全輸入に占める割合 (%)
ASEAN	36,817	0.0	15.5	27,309	0.4	15.2
EU	35,226	-5.3	14.8	19,833	4.6	11.0
米国	35,198	-8.1	14.8	11,528	-1.8	6.4
韓国	10,467	-2.2	4.4	11,382	-13.9	6.3
日本	11,076	-3.5	4.7	11,309	-7.9	6.3
台湾	4,819	-11.1	2.0	14,033	-10.5	7.8
香港	19,333	-1.3	8.1	958	84.3	0.5
ロシア	7,823	53.9	3.3	9,093	18.6	5.1
ブラジル	4,159	1.0	1.7	8,626	18.4	4.8
インド	8,279	6.5	3.5	1,302	12.2	0.7
南アフリカ	1,661	4.4	0.7	2,246	3.7	1.2
全体	237,726	0.6	-	179,842	-0.3	-

出所) 税関総署より野村資本市場研究所作成

図表5 2023年の中国の主要貿易動向 (品目別)

輸出品目	輸出額 (億元)	前年比 (%)	輸入品目	輸入額 (億元)	前年比 (%)
レアアース	53	-24.5	大豆	4,199	4.8
鋼材	5,929	-3.4	食用植物油	734	21.1
紡績・糸、織物及び製品	9,454	-3.1	砂鉄及び精鉱	9,418	11.2
衣料品	11,206	-2.8	石炭及び褐炭	3,723	30.2
靴	3,470	-8.0	原油	23,733	-2.6
家具及び関連部品	4,517	0.2	石油精製品	1,965	50.0
バッグ類	2,512	9.3	天然ガス	4,523	-3.4
玩具	2,858	-7.4	レアアース	154	39.1
プラスチック製品	7,090	1.4	プラスチック製品	3,182	-14.8
集積回路	9,568	-5.0	パルプ	1,665	11.6
自動データ処理設備及び関連部品	13,187	-15.8	鋼材	891	-21.5
携帯電話	9,797	2.9	未精錬銅及び銅材	3,356	-6.9
液晶パネルディスプレイモジュール	1,873	3.8	集積回路	24,591	-10.6
自動車(シャーシを含む)	7,165	76.8	自動データ処理設備及び関連部品	3,558	-5.2
自動車部品	6,166	14.9	ダイオード及び関連半導体機器	1,658	-13.7
船舶	1,945	35.4	自動車(シャーシを含む)	3,321	-5.8

出所) 税関総署より野村資本市場研究所作成

2023年の人民元建て貿易決済金額の増加との関係では、①石油などの資源分野で中国の輸入企業が同国の内需を背景にバーゲニングパワーを引き続き高めていて、人民元建て取引が進めやすい環境が続いている点、②電気自動車 (EV) など中国が輸出競争力を高めている分野で人民元建て取引を相手側にも求めやすくなっている点、が仮説として考えられる。これらの背景のうち、前者の輸入面では、アルゼンチンが2023年4月26日に中国からの輸入品の決済を米ドルから人民元に切り替えると発表し、同年4月及び5月の人民元建て輸入額が輸入総額の19%を占めたことが特筆される。また、後者の輸出面では、中国自動車工業協会によると（2024年1月11日発表）、中国の2023年の自動車輸出台数は前年比57.9%増の491万台と過去最高を更新したことが特筆される。2023年の中国の自動車輸出台数は、日本を抜き、初めて世界1位となる見込みである。

2. 人民元決済の利便性を高める措置

1) 上海外国為替市場の取引時間の延長

第20回党大会で打ち出された前述の新たな人民元国際化の方針の下、2023年1月3日より、上海外国為替市場の取引時間が、現地時間午前9時30分開始から午後11時30分終了だったものが、翌日の午前3時までで終了時間が延長された。時差のある欧米の投資家との取引の利便性を高め、人民元建て資産への投資魅力を更に高める狙いがあるとされる。

2) 中小企業向け宣伝の強化や為替リスクヘッジ商品の開発促進

2022年の人民元建て貿易決済等を後押しするための政策的支援策に続き^[4]、2023年に入ると、1月11日に商務部と中国人民銀行は「貿易会社による人民元のクロスボーダー利用及び貿易・投資の利便化促進を更に支援するための通知」を公布し、企業にとっての貿易・投資での人民元建て決済の利便性を更に高めるよう、金融機関に求めている^[5]。特に、企業向け業務では、優良企業や最初に口座を開設した企業、中小・零細企業等に人民元建て決済のメリット感享受してもらい、同時にサプライチェーンで重要な企業を支援するよう金融機関に促してい

る。本件通知の内容を後押しするため、商務部と中国人民銀行は「中小企業のクロスボーダー人民元サービス手引き」を企業向けに作成している。

続いて2023年4月25日、国务院弁公庁は「対外貿易の規模・構造の安定促進に関する意見」を公布した。クロスボーダー人民元建て決済に関する主な内容としては、金融機関が外為デリバティブ商品の開発及びクロスボーダー人民元業務の最適化を奨励し、貿易企業の為替リスクヘッジとクロスボーダー人民元建て決済の各ニーズを更に満足させる、としている点が挙げられる。同意見を受け、深圳市の場合、同市の地方金融监督管理局は、優良企業向けのクロスボーダー人民元建て決済業務の利便性向上や同業務の電子化等を銀行に求めている^[6]。また、中国人民銀行山東省支店は、クロスボーダー人民元建て決済業務の企業向け広報・宣伝を強化したり、同行への同業務に関する届出資料・手続きの簡素化を進めたりしている^[7]。

銀行としても、例えば中国銀行のように、貿易・投資面でのクロスボーダー人民元建て決済業務の利便性向上に向けたアクションプランを制定し、顧客のホワイトリストの作成や、同業務のワンストップ化等に取り組むところもある^[8]。

2023年版報告では、同年の企業の人民元建てクロスボーダー決済促進策として、①5月8日に中国人民銀行及び国家外為管理局が公布した北京市・広東省・深圳市における多国籍企業の外貨・人民元のクロスボーダー資金集中管理（プーリング）の最適化テスト（資金移動の自由度を緩和）、②7月20日に中国人民銀行及び国家外為管理局が公布した企業や金融機関の対外借入れ枠の増額、も取り上げている。

3) 国際的な金融協力枠組みの活用と拡大

(1) 二国間では人民元クリアリング銀行と人民元建て通貨スワップを活用

中国と他国・地域間の金融協力も、クロスボーダー人民元建て決済の拡大に寄与しているものと思われる。2023年の決済金額の拡大は、2022年に締結・更新された金融協力の貢献もあると想定すると、2023年にかけての2年間の協力状況は図表6の通りとなる。

図表6 中国と他国・地域との金融協力

年	月日	相手国・地域	概要
2022年	1月21日	インドネシア	中国人民銀行は、インドネシア中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(2,500億元/550兆インドネシア・ルピア、期間3年)。
	2月16日	アルバニア	中国人民銀行は、アルバニア中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(20億元/330億アルバニア・レク)。
	6月6日	トルコ	中国人民銀行は、トルコ中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(350億元/850億トルコ・リラ)。
	7月1日	香港	中国人民銀行は、香港金融管理局と人民元建て通貨スワップ協定を更新。従来の5,000億元/5,900億香港ドルから、8,000億/9,400億香港ドルに拡大。期間は「長期」とし、事実上無期限。
	7月13日	シンガポール	中国人民銀行は、シンガポール金融管理局と人民元建て通貨スワップ協定を更新(3,000億元/650億シンガポール・ドル、期間5年)。
	9月7日	ラオス	中国人民銀行は、ラオス中央銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。9月20日、中国人民銀行は、中国工商银行ピエンチャン支店をラオスにおける人民元クリアリング銀行に指定。
	9月19日	カザフスタン	中国人民銀行は、カザフスタン国家銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。9月23日、中国人民銀行は、中国工商银行(アスタナ)有限公司をカザフスタンにおける人民元クリアリング銀行に指定。
	9月23日	マカオ	中国人民銀行は、中国銀行マカオ支店との間で人民元クリアリング業務協定を更新。
	10月8日	欧州	中国人民銀行は、欧州中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(3,500億元/450億ユーロ、期間3年)。
	11月2日	パキスタン	中国人民銀行は、パキスタン国家銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。11月15日、中国人民銀行は、中国工商银行カラチ支店をパキスタンにおける人民元クリアリング銀行に指定。
	12月5日	マカオ	中国人民銀行は、マカオ金融管理局と人民元建て通貨スワップ協定を更新(300億元/340億マカオ・パタカ)。
12月10日	ハンガリー	中国人民銀行は、ハンガリー中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(400億元/2兆2,000億ハンガリー・フォリント)。	
2023年	2月7日	ブラジル	中国人民銀行は、ブラジル中央銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。2月21日、中国人民銀行は、中国工商银行(ブラジル) 株式有限公司をブラジルにおける人民元クリアリング銀行に指定。
	2月20日	エジプト	中国人民銀行は、エジプト中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(180億元/807億エジプト・ポンド)。
	6月9日	アルゼンチン	中国人民銀行は、アルゼンチン中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(1,300億元/4.5億アルゼンチン・ペソ、期間3年)。
	7月12日	ラオス	中国人民銀行は、ラオス中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(60億元/15.8兆ラオス・キープ)。
	7月31日	モンゴル	中国人民銀行は、モンゴル中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(150億元/7.25兆モンゴル・トクログ、期間3年)。
	9月27日	インドネシア	中国人民銀行は、インドネシア中央銀行と協力覚書を締結。
	11月20日	サウジアラビア	中国人民銀行は、サウジアラビア通貨庁と人民元建て通貨スワップ協定を締結(500億元/260億リヤル、期間3年)。
	11月21日	カンボジア	中国人民銀行は、カンボジア中央銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。同時に、金融イノベーション及び決済システム分野での協力覚書を締結。
	11月28日	アラブ首長国連邦(UAE)	中国人民銀行は、アラブ首長国連邦中央銀行と人民元建て通貨スワップ協定を更新(350億元/180億ディルハム、期間5年)。同時に、中央銀行デジタル通貨分野での協力強化に関する覚書を締結。
	12月11日	セルビア	中国人民銀行は、セルビア中央銀行との間で人民元クリアリング銀行の設置に関する覚書を締結。12月25日、中国人民銀行は、中国銀行(セルビア) 株式有限公司をセルビアにおける人民元クリアリング銀行に指定。

出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

まず、人民元クリアリング銀行を見ると、2022年はラオス、カザフスタン、パキスタンで、2023年はブラジル、カンボジア、セルビアにそれぞれ設置されている。

次に、中国人民銀行が締結する人民元建て通貨スワップ協定を見ると、2022年から2023年にかけての2年間で、既存の協定更新が14本、新規締結が1本となっている。更新では、2022年に香港との

間で大幅に金額が増額され、更新期間も「長期」と事実上無期限となっている。これは、2022年の香港返還25周年を迎えた中国本土とのコネクの強化(ETF(上場投資信託)コネク、スワップコネク、人民元建て株式取引プラットフォームの始動)のために採られた措置でもある。人民元建てクロスボーダー決済金額のうち、中国本土から見ると、香港の金額全体に占める割合は、2021年の

48.6%から、2022年には前述の通り50.3%に上昇している。また、新規締結では、サウジアラビア通貨庁との間で、2023年11月に500億元/260億リヤル(期間3年)を締結している。

人民元建て通貨スワップ協定の下、他国・地域の中央銀行が引き出した人民元の残高は、2022年12月末時点の887.77億元から、2023年9月末時点では1,171.09億元と283.32億元増加している。同行の通貨スワップ協定は、貿易・投資の決済のために双方向で引き出しが可能な内容となっており、他国・地域の中央銀行が貿易決済等のため人民元の引き出しを増やしている様子がうかがえる^[9]。

2) 多国間での自国通貨建て決済促進に向けた協力確認

中国が提唱または参加する国際会議での自国通貨建て決済促進に向けた協力確認も、2023年以降、クロスボーダー人民元決済を促す要因として注視されよう。

第一に、2023年7月4日にインドを議長国として開催された第23回上海協力機構(SCO)首脳会議のニューデリー宣言では、自国通貨建て決済金額を拡大するメンバー国のロードマップを支援するとした。同会議では、イランが9カ国目のメンバーとして正式に加盟している。

第二に、2023年8月22日~24日に南アフリカ共和国を議長国として開催された第15回BRICS首脳会議^[10]のヨハネスブルク宣言では、BRICSの財務大臣・中央銀行総裁がメンバーの現地通貨での協力、決済ツール及びプラットフォームに関して研究を行い、翌年の首脳会議(議長国はロシア)で報告することとされた。同首脳会議には、2024年1月よりアラブ首長国連邦(UAE)、サウジアラビア、イラン、エチオピア、エジプトの5カ国が新たに加わり^[11]、既存のBRICS5カ国と合わせて、参加国は計10カ国になった^[12]。

第三に、2023年10月18日、中国が提唱する広域経済圏構想「一帯一路」の第3回国際協力ハイレベルフォーラムが北京で開催され、同フォーラムの議

長声明(8項目の行動指針)の中に、①中国国家開発銀行と中国輸出入銀行がそれぞれ3,500億元の融資枠を設けること、②シルクロード基金が800億元の資金を増額すること、が盛り込まれた。同フォーラムに先立ち、国务院新聞弁公室は10月10日、2013年の提唱から10年を迎えた「一帯一路」構想に関する中国政府としての成果を披露し、その一例として、中国による「一帯一路」構想参加国への対外直接投資は2,400億ドルを超えているとしている。一方、新興国が抱える「債務の罠」が国際金融界から注目を集める中で、中国政府としては「小さくとも美しい」という表現でプロジェクトの質を重視する姿勢も打ち出している。上記の政策性銀行の融資枠や政府系ファンドの投資も、相手国のプロジェクトの収益性や債務の返済可能性に留意しながら行われていくのかどうか、今後、注視される。

2023年版報告によると、中国人民銀行は30の「一帯一路」沿線諸国と人民元建て通貨スワップ協定を締結し、17の同諸国に人民元クリアリング銀行を設置している。中国も「グローバルサウス」との外交を強化する中で、人民元建て通貨スワップや人民元クリアリング銀行を使った新興国・途上国との金融協力の展開・強化は、「一帯一路」沿線諸国向けを含め、2024年も続いていくと思われる。

3. クロスボーダー人民元建て証券市場の動向

1) パンダ債の発行金額の増加

クロスボーダー人民元建て証券市場の動向を2023年報告から見ると、パンダ債(非居住者人民元建て債券)の発行は、2022年の52本、850.7億元に対し、2023年1~8月は58本、1,060億元となっている。また、当地の報道によれば、2023年は12月19日時点で94本、1,544.5億元のパンダ債が発行されている^[13]。

パンダ債については、2022年12月2日、中国人民銀行と国家外為管理局は「海外機関による中国本土発行債券の資金管理事項に関する通知」を公布した。パンダ債は銀行間債券市場と取引所債券

市場で発行されるが、発行資金の管理について、上記通知に基づき、前者に関する従来の「全国銀行間債券市場海外機関債券発行管理暫行弁法」と後者に関する従来の「公司债券発行・売買管理弁法」の適用が無くなり、両市場での資金登録、口座開設、外貨両替・使用、対外為替送金等の資金管理規則が統一されている。

2) クロスボーダー人民元建て証券投資金額も増加中

2023年報告によれば、クロスボーダー人民元建て証券投資金額は、2022年の23兆6,000億元（前年比10.9%増）に対し、2023年1～9月は21兆6,000億元（前年同期比19.7%増）となっている。

1) 債券投資の決済金額はクロスでは増加中

2022年末時点で、銀行間債券市場に参画している海外機関投資家は1,071社で、そのうち、①直接、同市場に参加している投資家は526社、②債券通（ボンドコネク）を通じて参加している投資家は784社、③両ルートを通じて参加している投資家は239社となっている。また、人民元建てクロスボーダー債券投資金額は、2022年の17兆7,000億元に対し、2023年1～9月は16兆7,000億元となっている。

2023年報告では、海外からの債券投資を促進するための取り組みとして、5月15日に、中国本土と香港との間のコネクの一つとして始動した金利スワップコネクを取り上げている。同コネクの下で、海外投資家が、中国本土の金利スワップ商品を購入することが可能となった。

一方、2023年12月29日に国家外為管理局が発表した最新の国際収支統計（外貨建て・人民元建て双方を含む）によれば、同年7～9月の対内債券投資について、海外からの投資と中国国内からの回収を相殺した純流入はマイナス118億ドルとなっている。2023年夏以降の（コロナ政策転換後の）景気回復の遅れに伴う人民元の先安観や、同期間の米中の金利差拡大を受け、海外投資家が保有する中国債券のポートフォリオ調整を行った可能性がある。

2) 2023年の適格投資家の新規認可は81社に

中国本土・香港間のストックコネクの売買金額は、2022年の1兆6,000億元に対し、2023年1～9月は1兆4,000億元となっている。また、中国の証券市場で投資可能な適格外国投資家（QFII、RQFII）のクロスボーダー人民元建て証券投資金額は、2022年の3兆6,000億元に対し、2023年1～9月は2兆9,000億元となっている。

なお、中国証券監督管理委員会によれば、適格外国投資家の新規認可は、2022年の71社から、2023年は81社に増加している。一方、最新の国際収支統計によれば、2023年7～9月の対内株式投資の純流入はネットでマイナス109億ドルとなっている。また、上海・香港ストックコネクのうち、香港経由、上海証券取引所で取引する「ノースバウンド」の上海株の2023年の売買金額を見ると、通年の購入金額は5兆8,513億元、売却金額は5兆8,294億元と、219億円の買い越しとなったものの、同年8月以降を単月で見ると、11月を除き、売り越し傾向が続いている。外国人投資家としても、2023年夏以降の株価下落と投資家心理の悪化を受けたための動きと見られる^[14]。

3) 人民元建て液化天然ガス取引が初めて実現

商品分野の人民元建てクロスボーダー決済金額は、2022年の9,857.3億元に対し、2023年1～9月は1兆5,000億元となっている。2023年版報告によれば、外国人投資家が売買可能な商品として、上海原油や、鉄鉱石、テレフタル酸（PTA）等の23の先物・オプションがある。

また、2023年には、上海石油天然ガス取引センター（2015年3月設立）において、初めての人民元建ての液化天然ガス（LNG）取引の決済が行われた（3月28日）。同取引は、中国海洋石油（CNOOC）と仏石油大手トタルエナジーズとの間で行われ、アラブ首長国連邦（UAE）産の約6万5,000トンが引き渡されている。人民元建てLNG取引は、2022年12月9日にサウジアラビアの首都リヤドで開催された第1回中国・湾岸協力会議（GCC）サミットで、

習近平国家主席が上海石油天然ガス取引センターの機能を十分に利用して石油・天然ガス貿易の人民元建て決済を進めることを提唱したことを受けた動きでもある。今後、同センターとしては、人民元国際決済システム（CIPS）や国内外の金融機関等と協力しながら、安全で安定し効率の高い石油等の越境人民元建て決済システムを構築していく方針を示している。

Ⅲ. 「三つの重点」の下で進められる2024年以降の人民元国際化

1. 中央金融工作会議での表現の再変更

2023年10月末に5年ぶりに中国共産党主導で開催された中国金融工作会議では、人民元国際化について、前年10月の第20回党大会では「秩序立てて人民元国際化を推進する（有序推进人民币国际化）」としていたのに対し、「安定的・慎重かつ着実に人民元国際化を推進する（穩慎扎实推进人民币国际化）」との表現に再変更している。

表現の再変更の意味するところについては、2024年1月4日・5日に開催された中国人民銀行の新年度業務会議によると、今後の人民元国際化については、中央金融工作会議同様、再変更後の「安定的・慎重かつ着実に人民元国際化を推進する」方針を再確認した上で、「更に人民元のクロスボーダー決済の利便性向上に関わる政策体系を整備し、重点企業、重点分野、重点地域での人民元の使用を推進する」としている^[15]。

上記の「三つの重点」のうち、重点企業では、中小・零細企業向けクロスボーダー人民元建て決済の広報や浸透・定着に向けた取り組みも、金融当局・地方政府・金融機関が一体となって引き続き行われていくこととなる。

2. 国内重点地域では新疆ウイグル自治区・上海市を指定

1) ユーラシア大陸諸国に隣接する新疆ウイグル自治区での取り組み

上記の重点地域の例としては、中国の西部でユーラシア大陸諸国に隣接する新疆ウイグル自治区での取り組みが挙げられよう。2023年10月31日、国務院は同自治区に自由貿易試験区（FTZ）を設置する全体プランを公表した（新疆FTZ）。新疆FTZは、北西部初かつ国内22カ所目のFTZとして、新疆北中部の自治区都がある「ウルムチエリア」、南西部の「カシュガルエリア」、北西部の「コルガスエリア」の3カ所、総面積が約180 km²から構成される。

新疆FTZは、ユーラシア大陸諸国、そしてその先の欧州を結ぶ窓口地区として、「一帯一路」沿線諸国との経済・貿易分野での協力強化のハブになることが期待されている。新疆FTZ全体プランは、8分野・25項目から構成され、そのうち金融分野では、「「一帯一路」沿線諸国とクロスボーダー人民元利用を拡大する」との方針が盛り込まれている。前述の通り、新たに人民元クリアリング銀行が設置されたユーラシア大陸諸国との金融協力や、SCO等の多国間の金融協力と連動しながら、人民元の国際化が進められていくこととなる。

2) 上海FTZでの新たな取り組み

(1) デジタル人民元建て貿易決済の実験

2023年12月7日、国務院は「国際的な高水準の経済・貿易ルールに全面的に合わせた中国（上海）自由貿易試験区（FTZ）のハイレベルな制度型開放の推進に関する全体プラン」を公表した。同プランは、貿易（モノ、サービス）、デジタル貿易、知的財産権保護、政府調達、（開放に伴う）リスク管理システム構築等の7分野・80項目の措置から構成され、国際ルールに合わせた市場の制度型開放に向けた実験を行うことを目的としている。

そのうち、サービス貿易の開放拡大では、①多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理（プーリング）政策を最適化し、同企業による財務統括拠点の設置を支援する、②保険資金のFTZ内の取引所経由で金など商品への投資を支援する、③自由貿易（FT）口座体系の機能高度化により、上海

FTZ内とFTZ外での資金の自由移動を実現する、等の人民元国際化に関わる実験内容が盛り込まれている。

また、更に新しい取り組みとしては、「デジタル人民元の応用試行を段階的に推進し、貿易分野におけるデジタル人民元の応用シーンを構築する」との内容を盛り込んでいる。同じ人民元建てでも、デジタル人民元建て貿易決済の実験が上海FTZで行われていくことは、中央銀行デジタル通貨(CBDC)としてのデジタル人民元を使った貿易決済の標準・仕組み・フォーマットが、上海FTZ発で国際的に形成されていくことも意味しよう。

想定されるデジタル人民元建て貿易の決済シーンについては、前述の上海石油天然ガス取引センターでのUAE産人民元建てLNG取引を例にすると、中国とUAEとの資源取引の分野で、デジタル人民元の決済に向けた研究や実験が進められていく可能性がある。その政策的基盤は二つある。一つ目は、2021年2月24日、国際決済銀行(BIS)の香港イノベーションハブによる支援を受け、中国人民銀行は、香港、タイ、UAEの中央銀行と、中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する共同研究を始めている(m-CBDC Bridge)。同研究は、分散型台帳技術(DLT)に基づくCBDCの多通貨同時決済を実現し、国際貿易における外国為替取引の利便性を高めるためのプロトタイプ開発を目的とするものである。その後、BISは、2022年10月26日、前述の四つの中央銀行がm-CBDC Bridgeのプラットフォームを使って、総額2,200万ドル以上となる164件の越境決済と外国為替取引を行い、最初の実験が終了したと発表している。二つ目は、2023年11月28日、中国人民銀行とUAE中央銀行は、人民元建て通貨スワップ協定を更新するとともに、CBDC分野での協力強化に関する覚書を締結しており(前掲図表6)、今後、共同研究が進められていくものと見られる。

2023年版報告によれば、2022年のクロスボーダー人民元決済額のうち、中国本土内の地区別のシェアを見ると、上海市が19兆5,342億元(そのうち經常取引が2兆2,638億元、資本取引が1兆2,704億元)と、中国全体の46.4%を占めている。

上海市でのクロスボーダー人民元建て決済の拡大に向けた実験内容は、上海市以外に展開される可能性もあるため、一連の実験の動きを注視していく必要がある。

(2) デジタル人民元建てクロスボーダー貴金属取引の実験

上海市におけるデジタル人民元建てクロスボーダー決済の実験では、中国銀行上海市支店と上海黄金取引所が、貴金属取引におけるデジタル人民元建て決済を完了したとの報道がある^[16]。この実験では、海外で受け取った資金をデジタル人民元建てに転換する方法で、同取引所の子会社である上海国際黄金交易中心有限公司の人民元建て自由貿易口座に振り替えることが行われた。同報道によると、証券市場、商品先物市場、金市場、インターバンク市場、外国為替市場などを「金融要素市場」と呼び、同市場でデジタル人民元によるクロスボーダー決済を行ったのは、本件貴金属取引が第一号とのことである。今後、貴金属以外の金融要素市場でも、デジタル人民元を使ったクロスボーダー決済の実験が行われる可能性がある。

3) 中国・シンガポール間での旅行者向けデジタル人民元決済の実験

2023年12月7日、中国とシンガポールとの第19回二国間協力共同委員会(Joint Council for Bilateral Cooperation、略称JCBC)が天津市で開催され、24の覚書や合意が交わされた。合意事項の一つとして、両国の旅行者によるデジタル人民元利用の実験が盛り込まれた。

この実験に関し、同日、シンシンガポール金融管理局(MAS)は、中国とのデジタル金融と資本市場に関する新たなイニシアチブを発表^[17]、中国人民銀行デジタル通貨研究所と協力し、両国の旅行者が相手国においてデジタル人民元を使って観光消費を行えるようにとした。第19回JCBCでは、中国・シンガポール間の30日間の相互ビザなし渡航が合意されており、2024年2月9日より実施される。旅行者が相互にデジタル人民元を利用できるようにすることで、両国間の人の移動を活性化しようとする狙いもあると思われる。

なお、これまでデジタル人民元は、中国国内での小売りシーンを主な用途として開発されてきたものであるが、本件合意は、同じ小売りシーンでも、中国国外でデジタル人民元を利用する初めての実験で、かつ相手先としてシンガポールが第一号となるものである。当初は、中国の金融政策に影響が出ない範囲で、双方向で決済枠の上限を設定しながら実験が進められていくことになろう。

3. 経済対策・市場対策との連動が鍵

2023年1月初の中国人民銀行の新年度業務会議では、新たな人民元国際化の方針に基づき、今後他に、①人民元クリアリング制度を最適化し、国際的な金融協力を強化し、オフショア人民元市場の健全な発展を進める、②クロスボーダー人民元業務に対する管理監督を強化する、③クロスボーダー決済システム整備と同システムの展開力を強化する、との方針を明記している。これらのうち、第3点目については、デジタル人民元建て貿易決済の実験やシンガポールとの旅行者向けデジタル人民元決済も念頭に置いているものと思われる。

また、2023年版報告によれば、2022年の人民元建てクロスボーダー決済金額42兆1,000億元のうち、資本取引は31兆7,000億元と、決済金額全

体の75%を占めている。中国本土から見た対内・対外の直接投資・証券投資の活発化度合いが、人民元のクロスボーダー決済の利便性向上と同様に、今後の人民元国際化の進展度合いの鍵を握ることとなろう。

一方、前述の2023年12月29日発表の国際収支統計によれば、株式・債券といった証券投資だけでなく、同年7~9月の相殺後の対内直接投資はマイナス118億ドルと、国家外為管理局が1998年初めに四半期ベースの国際収支を公表し始めて以来、初めて純流出に転じている。今後の対中証券投資・直接投資といった資本取引の活発化度合い、特に中国本土からの純流出に歯止めがかかるかどうかは、2023年夏以降に行われている経済対策や包括的株式市場活性化策の進捗と効果に対し、外国企業や外国人投資家が今後どのように見て反応していくかという要素にも左右されよう。2023年7月24日の中国共産党政治局会議では、「資本市場を活性化させ投資家の信認回復も目指す」という方針も確認されている。企業、分野、地域という「三つの重点」を対象にした人民元国際化を、中国当局が短期的な経済対策・市場対策とも連動させてどのように進めていくのかも引き続き注目される。

- [1] 2023年12月の他の通貨の順位・決済シェアを見ると、第1位が米ドルで47.54%、第2位がユーロで22.41%、第3位が英ポンドで6.92%、第5位が日本円で4.14%となっている。
- [2] 中国人民銀行「2023年人民币国际化报告」2023年10月27日。
<<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5114765/index.html>>
- [3] 2022年2月24日のロシア軍によるウクライナへの武力侵攻を機に、米欧主導でロシアの一部銀行がSWIFTから排除された。一方、中国はロシアとの通常の経済・貿易関係を維持するとしている。
- [4] 関根栄一「人民元建て貿易決済と人民元国際化の進展状況」『JBIC中国レポート2023年度第1号』参照。
- [5] 中国人民銀行「商务部 中国人民银行联合印发《关于进一步支持外贸企业扩大人民币跨境使用 促进贸易投资便利化的通知》」2023年1月11日。
<<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4763611/index.html>>
- [6] 深圳市地方金融监督管理局「深圳金融支持外贸稳规模优结构的指导意见」2023年7月9日。
<http://jr.sz.gov.cn/sjrb/xxgk/zcfg/dfjrzcc/jrfzcc/content/post_10742364.html>
- [7] 中国人民銀行山東省支店「人民銀行山東省分行：聚焦重点企业 持续扩大跨境人民币结算覆盖面」2023年9月20日。
<<http://jinan.pbc.gov.cn/jinan/2926820/5079155/index.html>>

- 【8】 中国銀行「中国銀行发布支持外经贸企业扩大人民币跨境使用促进贸易投资便利化行动方案」2023年3月2日。
<https://www.boc.cn/aboutboc/bi1/202303/t20230302_22658013.html>
- 【9】 なお、国際通貨基金が公表している世界の外貨準備の通貨構成比に関する四半期統計によれば、人民元は、2016年末時点の1.1%（908億ドル相当）から2022年3月末時点では2.9%（3,357億ドル相当）にまで高まったものの、その後少しずつ低下し、2023年9月末時点では2.4%（2,601億ドル相当）になっている。2022年以降、資源・食料の世界的な価格高が続く中で、他国・地域の中央銀行が中国からの輸入代金の決済のために、人民元建ての外貨準備を取り崩したことが仮説として考えられる。
- 【10】 Brazil（ブラジル）、Russia（ロシア）、India（インド）、China（中国）、South Africa（南アフリカ共和国）の5カ国を指す。
- 【11】 サウジアラビアとイランは、2023年3月上旬、中国の仲介で北京において当局者会合を開き、国交正常化に合意している。
- 【12】 第15回BRICS首脳会議では、アルゼンチンの新規参加も合意されていたものの、同国は最終的に参加を見送った。アルゼンチンは中国と人民元建て通貨スワップ協定を締結し、2023年6月30日には、同協定等を用い、国際通貨基金からの借入金27億ドルを人民元建てで返済している。両国間の実務的な金融協力関係が今後も継続されるか否かが注視される。
- 【13】 経済日報「发行额同比接近翻倍 熊猫债市场为何持续扩容」2023年12月25日。
<<http://economy.enorth.com.cn/system/2023/12/25/054889201.shtml>>
- 【14】 関根栄一「経済再開（リオープン）過程における中国の景気・市場対策の動向」『JBIC中国レポート2023年度第3号』参照。
- 【15】 中国人民銀行「2024年中国人民银行工作会议在京召开」2024年1月5日。
<<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5194629/index.html>>
- 【16】 人民網日本語版「金融要素市場初の越境デジタル人民元建て決済取引 まもなく実現」2023年12月26日。
<<http://j.people.com.cn/n3/2023/1226/c94476-20115134.html>>
- 【17】 Monetary Authority of Singapore「Singapore and China Enhance Digital Finance and Capital Markets Cooperation」07 December 2023。
<<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2023/singapore-and-china-enhance-digital-finance-and-capital-markets-cooperation>>

コラム3 「会社法」改正対応と 「外商投資法」対応



村尾 龍雄

キャストグローバルグループ代表／弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。14の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

I. はじめに

2023年12月29日、中国「会社法」の改正が正式に公布された。

中国「会社法」については、従来から改正が見込まれていたことは、2023年第2号「JBIC中国レポート」のコラム（「組織形式の猶予期間の終了（2024年12月31日）を見据えた合併会社の組織改革の留意点」^[1]。以下「2023年第2号」という。）において言及したとおりである。

したがって、今回の中国「会社法」改正は従来から予定されていたものである。しかし、この2023年12月29日に新たに公布された改正「会社法」（以下、単に「改正法」という。）の施行時期が2024年7月1日とされたことから（改正法第266条第1項）、この改正法に関する対応には若干の混乱を生じることが懸念される状況にある。

2023年第2号で紹介したとおり、中国の中外合併会社（旧「中外合資経営企業法」により設立された既存の外商投資企業をいう。以下本稿において同じ。）にあつては、2020年1月1日の「外商投資法」^[2] 施行後5年間の猶予期間（2024年12月31日まで）のうちに、「会社法」、「組合企業法」等の法律の規定により、その組織形式、組織機構等を調整し、かつ、法により変更登記手続をすることが求められていた（「外商投資法实施条例」^[3] 第44条第2項など）。

多くの中外合併会社においては、新型コロナウイルス感染症の流行による移動制限が解除された2023年になって、「会社法」所定の組織機構等への調整（2023年第2号で紹介した、株主会の設置などである。以下「外商投資法対応」という。）を行うべく、中国側合併パートナーとの間で定款変更に関する協議を推進してきているところである。そして、既に現行の「会社法」（2018年10月26日に改正公布・施行された「会社法」。以下単に「現行法」又は「2018年会社法」という。）に基づいて定款変更を終えた企業も少なくない。

しかしながら、一方では、なおこの外商投資法対応のための定款変更を終えておらず、旧「中外合資経営企業法」に基づく定款のまま現在に至っている中外合併会社もまた多い。これらの外商投資法対応が未了の中外合併会社にあつては、2024年7月1日施行予定の改正法を考慮せず、その施行まではなお有効である現行法に基づいて定款変更の準備を進めるべきなのか、それとも、既に改正法が公布された以上、この改正法に基づいて定款変更の準備を進めるべきなのか。

この点について、改正法は特に経過措置を定めてはいないから、おそらく2024年7月1日以降は、その時点で施行された改正法によることが求められると予想される。そうすると、これまで中外合併会社において中国側パートナーと協議を進めてきた外商投資法対応のための定款変更については、

最も遅くとも2024年6月30日までに定款変更が完了しない限り、改正法に応じたさらなる変更が求められる事態が生じることになる。

また、既に外商投資法対応のための定款変更を終えている会社であっても、改正法の施行に伴い、その定款の一部を修正する必要性が生じる可能性もある。この点について、改正法では唯一、出資払込期限について、改正法所定の期間（後述のとおり、設立又は増資から5年以内）以内になるよう徐々に調整することを求めているのみであり（改正法第266条第2項）、その他の部分については特に既存の会社に対して改正法に準拠するための定款変更を求めている条文は今のところは見られない。しかしながら、今後さらなる法律又は行政法規、司法解釈などが公布・発布されてくる可能性があり、また、法律上強制されるものでなくとも、改正法が適用される場合の不都合を避けるために新たに定款上の定めを設ける必要がある場面もあり得る。

よって、外商投資法対応のための定款変更が未了である中外合併会社はもとより、既にこれを終えている中外合併会社であっても、改正法の内容を承知し、これに応じた対応を検討すべきと考えられる。本稿がそのための参考として活用されることを期待したい。

なお、現行法（2018年会社法）に基づく外商投資法対応そのものについては、既に2023年第2号及びこれに先立つ2019年第2号^[4]において紹介したところであるから、重ねて述べない。また、本稿では、現行法（2018年会社法）と改正法との比較の観点から、今回の改正法による改正点のうち、とりわけ外商投資法対応に関係が深いと思われる項目について取り上げる。そのため、日系企業の投資する中外合併会社ではごく少数であろう株式有限会社に関する改正の部分は、ごく簡単に紹介するとどめる。改正法による改正箇所は多数に上っており、網羅的に紹介することができない点についてはご容赦いただきたい。

Ⅱ. 「会社法」の改正箇所のうち、会社の組織運営に関するもの

1、決議事項の調整

1) 株主会の決議事項

まず、法定の株主会決議事項について、改正法では現行法に比べて2項目を減じている。また、「社債の発行」の決議のみ、董事会に授権することを認める条文を新設した。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第37条 株主会は、次に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）<u>会社の経営方針及び投資計画を決定すること。</u></p> <p>（二）<u>従業員代表が担任するのではない</u>董事及び監事を選挙し、及び交代させ、董事及び監事に関する報酬に関する事項を決定すること。</p> <p>（三）董事会の報告を審議して承認すること。</p> <p>（四）監事会又は監事の報告を審議して承認すること。</p> <p>（五）<u>会社の年度財務予算案及び決算案を審議して承認すること。</u></p> <p>（六）会社の利益分配案及び欠損補填案を審議して承認すること。</p> <p>（七）会社による登録資本の増加又は減少について決議すること。</p> <p>（八）社債の発行について決議すること。</p> <p>（九）会社の合併、分割、解散若しくは清算又は会社形式の変更について決議すること。</p> <p>（十）会社定款を変更すること。</p> <p>（十一）会社定款所定のその他の職権前項に掲げる事項について、株主が同意する旨を書面により一致して表示した場合には、株主会会議を招集開催せず、直接に決定をすることができ、かつ、株主全体が決定文書に署名し、及び押印する。</p>	<p>第59条 株主会は、次に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）董事及び監事を選挙し、及び交代させ、董事及び監事の報酬に関する事項を決定すること。</p> <p>（二）董事会の報告を審議して承認すること。</p> <p>（三）監事会の報告を審議して承認すること。</p> <p>（四）会社の利益分配案及び欠損補填案を審議して承認すること。</p> <p>（五）会社による登録資本の増加又は減少について決議すること。</p> <p>（六）社債の発行について決議すること。</p> <p>（七）会社の合併、分割、解散、清算又は会社形式の変更について決議すること。</p> <p>（八）会社定款を変更すること。</p> <p>（九）会社定款所定のその他の職権</p> <p>株主会は、董事会に授権して社債の発行について決議をさせることができる。</p> <p>第1項に掲げる事項については、株主が書面により一致して同意する旨を表示した場合には、株主会会議を招集開催せず、直接に決定をすることができ、かつ、株主全体が決定文書に署名し、又は押印する。</p>

「社債の発行」のみ、わざわざ董事会への授権を認める条文を置いていることから反対解釈すれば、その他の事項については董事会に授権することは許されないものと解される。

一方、外商投資法対応のための定款変更との関係

例えば、「会社法」の定める株主会の職権を減じることではできないが、増やすことは問題がない（「会社定款所定のその他の職権」として許される。）から、現行法に基づいて作成された定款案であれば、改正法にも適合したものとして通用することになる。

2) 董事会の決議事項

次に、董事会の法定の決議事項については、「会社の年度財務予算案及び決算案の立案」のみが削除され、その他は変更がない。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第46条 董事会は、株主会に対し責任を負い、次に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）株主会会議を招集し、かつ、株主会に対し業務を報告すること。</p> <p>（二）株主会の決議を執行すること。</p> <p>（三）会社の経営計画及び投資案を決定すること。</p> <p>（四）<u>会社の年度財務予算案及び決算案を立案すること。</u></p> <p>（五）会社の利益分配案及び欠損補填案を立案すること。</p> <p>（六）会社による登録資本の増加又は減少及び社債発行の案を立案すること。</p> <p>（七）会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の案を立案すること。</p> <p>（八）会社の内部管理機構の設置を決定すること。</p> <p>（九）会社の総経理の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定し、かつ、総経理の指名に基づき会社の副総経理及び財務責任者の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定すること。</p> <p>（十）会社の基本的管理制度を制定すること。</p> <p>（十一）会社定款所定のその他の職権</p>	<p>第67条 有限責任会社は、董事会を置く。ただし、第75条に別段の定めのある場合を除く。</p> <p>董事会は、次に掲げる職権を行使する。</p> <p>（一）株主会会議を招集し、かつ、株主会に対し業務を報告すること。</p> <p>（二）株主会の決議を執行すること。</p> <p>（三）会社の経営計画及び投資案を決定すること。</p> <p>（四）会社の利益分配案及び欠損補填案を立案すること。</p> <p>（五）会社による登録資本の増加又は減少及び社債発行の案を立案すること。</p> <p>（六）会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の案を立案すること。</p> <p>（七）会社の内部管理機構の設置を決定すること。</p> <p>（八）会社の総経理の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定し、かつ、総経理の指名に基づき会社の副総経理及び財務責任者の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定すること。</p> <p>（九）会社の基本的管理制度を制定すること。</p> <p>（十）会社定款に規定され、又は株主会が付与するその他の職権</p> <p>会社定款による董事会の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。</p>

注目すべきは、今回の「会社法」改正の議論の過程において、2021年12月の第1次改正草案の時点では法定の董事会決議事項を列挙せず、「董事会は、会社の執行機構であり、この法律及び会社定款所定の株主会の職権に属するもの以外の職権を行使する。」とだけ規定する案となっていたのに、最終的にはほぼ現行法どおりの内容となった経緯があることである。つまり、第1次改正草案では、ほぼ

全ての事項を株主会の職権とすることもできるような法改正が予定されていたのだが、この立法過程の経緯を見ると、董事会の法定決議事項の全部又は一部を株主会に委譲することは許されないように思われる。

2、会社内部の機関設計の調整

1) 董事会の人数上限の撤廃、従業員代表董事の強制、定足数の新設

改正法では、従業員数が300名以上である有限責任会社について、董事会のメンバーとして、従業員代表を含まなければならないこととされた。（この点は2023年第2号でも言及したとおりである。）

そのほかに、董事の員数の上限が撤廃され、また、董事会会議の開催のための定足数（過半数の董事の出席）が定められた。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第44条 有限責任会社は董事会を置き、その成員は3名ないし13名とする。ただし、第50条に別段の定めのある状況を除く。</p> <p>2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立する有限責任会社については、その董事会の成員中には、会社従業員代表を有しなければならない。その他の有限責任会社の董事会の成員中には、会社従業員代表を有することができる。董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。</p> <p>董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款がこれを定める。</p>	<p>第68条 有限責任会社の董事会の成員は、3名以上とし、その成員中に会社従業員代表を有することができる。法により監事会を置き、かつ、会社従業員代表を有する場合は、従業員代表を有する場合は、従業員代表が300名以上である有限責任会社については、その董事会の成員中に会社従業員代表を有しなければならない。その他の有限責任会社の董事会の成員中には、会社従業員代表を有することができる。董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。</p> <p>董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款がこれを定める。</p>
	<p>第73条 第2項</p> <p>董事会会議は、過半数の董事が出席した場合に限り開催することができる。董事会は、決議をするにあたり、董事全体の過半数による採決を経なければならない。</p>

この点、もともと中外合併会社の場合は董事の人数は「3名以上」とされ、上限がなかったため、改正法は従来の中外合併会社にとって特に違和感のない内容と思われる。ただ、今回の改正法では新たに董事が書面で会社に通知することで辞任できる旨

の条文が新設されたこと（改正法第70条第3項）、また、後述するように、一定の場面において利害関係董事の表決参加を禁じる規定が新設されたこと（改正法第185条）との関係で、董事の人数についてはこれまでとは少し異なる配慮も必要となるかもしれない。

すなわち、董事の人数が3名しかいない場合、ある董事が辞任しようとしても、新たな董事が選任されるまでは董事としての職務を履行しなければならないので（現行法第45条第2項、改正法第70条第2項）、辞任しようとしてもできない場面が生じるかもしれない。また、董事のいずれかが利害相反のおそれのある取引について承認を得ようとする場合に、董事会が成立せず株主会の審議に提出するほかなくなる場面も生じ得る。

したがって、これらの場面を考慮すれば、董事の人数は若干の余裕をもった人数としておくことが場合によっては望ましいかもしれない。

なお、定足数に関しては、コロナ禍における移動制限のように「出席」ができなくなる場面など、どのように対応すべきかが疑問に思われるかもしれない。しかし、改正法では株主会、董事会及び監事会による会議の招集開催及び表決は、電子通信の方式によることを認めているので（改正法第24条）、実際に董事が一堂に会する必要はなく、特段の問題は生じないように思われる。

改正法
第24条 会社の株主会、董事会及び監事会による会議の招集開催及び表決は、電子通信の方式を採用することができる。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

2) 総経理の職権

総経理の職権について、改正法では、比較的大幅な変更がある。

現行法では、生産経営管理業務の主宰など一定の事項を総経理の職権として列挙していた。これは、従来の中外合併会社において、「総経理は、董事会会議の各種決議を執行し、合営企業の日常的経営管理業務を組織指導する。」（廃止された「中外合資経営企業法実施条例」第36条）とされていたことと実務上は大きな差はないものであった。

これに対して、改正法では、これら職権事項を列挙せず、単に「会社定款の規定又は董事会の授権に基づき職権を行使する。」とするにとどめた。

現行法 (2018年会社法)	改正法(2024年7月1日施行予定)
第49条 有限責任会社は、総経理を置くことができ、董事会が選任又は解任を決定する。総経理は、董事会に対し責任を負い、次に掲げる職権を行使する。 （一）会社の生産経営管理業務を主宰し、董事会決議の実施を組織すること。 （二）会社の年度経営計画及び投資方案の実施を組織すること。 （三）会社の内部管理機構設置方案を起草すること。 （四）会社の基本的管理制度を起草すること。 （五）会社の具体的規則を制定すること。 （六）会社の副総経理及び財務責任者の選任又は解任を提案すること。 （七）董事会が選任又は解任を決定するべき者以外の管理に責任を負う者の選任又は解任を決定すること。 （八）董事会が付与するその他の職権 —会社定款に総経理の職権について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。 総経理は、董事会会議に列席する。	第74条 有限責任会社は、総経理を置くことができ、董事会が選任又は解任を決定する。総経理は、董事会に対し責任を負い、 会社定款の規定又は董事会の授権に基づき職権を行使する。 総経理は、董事会会議に列席する。

総経理の職権の範囲を董事会によって自由に設定できるようになり、会社内部における権限分配の自由度は増した反面、「董事会の議事方式及び議決手続」に関する会社定款での規定において、大株主の意向により随意に変更されないような配慮が必要である。

もとより、2023年第2号でも紹介したとおり、総経理の選任・解任そのものについても董事会での全会一致決議事項とするなどの配慮が求められていたところであるが、職権事項の設定についても合わせて配慮することが必要となった。

3) 監事の人数、監事・監事会の不設置、監査委員会

現行法では、監事会を置かずに「1~2名」の監事を置くことが認められていたが、改正法では監事会を置かない場合は「1名」の監事を置くことと変更された。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
第51条 有限責任会社は監事会を置き、その成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が比較的少なく、又は規模が比較的小さい有限責任会社は、 1名ないし2名 の監事を置き、監事会を置かないことができる。監事会には株主の代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款がこれを定める。監事会中の従業員代表は、会社従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。監事会は、主席1名を置き、監事全体の過半数が選挙により選出する。監事会主席は、監事会会議を招集し、及び主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、 半数以上の 監事が共同で1名の監事を推挙して監事会会議を招集させ、及び主宰させる。董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。	第76条 有限責任会社は、監事会を置く。 ただし、第69条及び第83条に別段の定めのある場合を除く。 監事会の成員は、 3名以上とする。 監事会の成員には株主の代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款がこれを定める。監事会中の従業員代表は、会社従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。監事会は、主席1名を置き、監事全体の 過半数 によりこれを選挙して選出する。監事会主席は、監事会会議を招集し、及び主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、 過半数の 監事が共同で1名の監事を推挙して監事会会議を招集させ、及び主宰させる。董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。 第83条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、監事会を置かず、 1名 の監事を置き、この法律所定の監事会の職権を行使させることができる。 株主全体の一致した同意を経て、監事を置かないこともできる。 第69条 有限責任会社は、 会社定款の規定に従い、董事会に董事により構成される監査委員会を置き、この法律所定の監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。

従来の中外合併会社にあつては、一部では「合併パートナー双方が1名ずつの監事を出す」という形で、2名の監事を置いている例が見られたところ、改正法では、監事会を設置しない場合には監事は「1名」とされているから、このような2名の監事がいる場合、改正法には適合しなくなる。

さらに遡って考えると、従来の中外合併会社にあつては、2005年「会社法」改正に伴って徐々に監事の設置が求められるようになるまでは、監事を置くことは実務上も特に求められていなかった^[5]。その後、徐々に会社登記機関における手続の際に監事又は監事会を設けることが増え、現在ではほぼ全ての中外合併会社が監事又は監事会を設けるに至った。今回の改正法では、「株主全体の一致した同意

を経て、監事を置かないこともできる。」とされているから、2005年「会社法」改正以前のように、監事を廃止することは一案である。

しかし、2005年「会社法」改正以前とは異なり、現在は中外合併会社にあつても「資本多数決」の基本原則がより徹底される「会社法」が適用される時代である。そのような中では、とりわけ少数株主の立場にある場合、中外合併会社の経営状況を把握する機会がなくなり、粉飾決算や会社資金の流用・横領などの重大な事故が生じる危険が増す。よって、「昔に戻る」という安易な発想で監事を廃止することは差し控えた方がよさそうである。

但し、実際の状況としては、監事として就任している人員は中国に常駐しておらず、中外合併会社の実態も必ずしも把握していないという場合もある。このような場合、形だけ監事を置くことは有益ではなく、場合によっては中外合併会社の債権者から監事個人の責任を追及されるなどの問題を招く可能性もある。よって、安易に監事を廃止することのデメリットを避けつつ、名目的な監事による危険も避ける観点から、改正法が新たに設けた「監査（審計）委員会」を設置して、監事会の職権を行使させることが考えられる。

この監査委員会は董事会に設置され、そのメンバーは董事により構成されることとされているから、限られた人的資源の中で董事以外のメンバーを選定する苦勞も避けられる。ただ、この「監査委員会」は、もともと国有企業や上場会社など限られた場面でのみ見られたもので、これらと同様の運用を求められるとすれば事務負担が過大になるかもしれない。

「上場会社統治準則」[6]
第38条 上場会社の董事会は、監査委員会を設立しなければならない。かつ、必要に基づき戦略、指名、報酬及び考査等の専門委員会を設立することができる。専門委員会は董事会に対して責任を負い、会社定款及び董事会の授権により職務を履行し、専門委員会の提案は董事会に提出して審議決定しなければならない。専門委員会の構成員は、全て董事により構成され、そのうち、監査委員会、指名委員会、報酬及び考査委員会においては、独立董事が多数を占め、かつ、招集者を担当しなければならない。監査委員会の招集者は会計専門家としなければならない。

そのため、この「監査委員会」の設置に関しては、中国側合併パートナーとの十分な意思疎通が求められるものと思われる。

3、役員の実務責任の加重

1) 忠実勤勉義務、利益相反・競業禁止義務

2023年第2号でも触れたとおり、「会社の董事、監事及び高級管理者の資格及び義務」の章は条文数から見ても倍増し、董事等の忠実義務及び勤勉義務に関する規定が詳細化されている。

現行法（2018年会社法）	改正法（2024年7月1日施行予定）
<p>第147条 董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、<u>会社に対し忠実義務及び勤勉義務を負わなければならない。</u></p> <p>—董事、監事及び高級管理者は、<u>職務を利用して賄賂その他の不法な収入を収受してはならず、かつ、会社の財産を侵奪してはならない。</u>—</p>	<p>第179条 董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、<u>会社に対し忠実義務を負うものとし、措置を講じて自身の利益と会社の利益との相反を回避しなければならない。かつ、職務を利用して不当な利益の取得をなしてはならない。</u></p> <p><u>董事、監事及び高級管理者は、会社に<u>対し勤勉義務を負うものとし、職務の執行にあたっては、会社の最大利益のため管理者として通常あるべき合理的な注意を尽くさなければならない。</u></u></p> <p><u>会社の株式支配株主及び実際支配者が会社の董事を担任しないけれども会社の事務を実際に執行する場合には、前二項の規定を適用する。</u></p>

<p>第148条 董事及び高級管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(一) 会社の資金を流用する行為</p> <p>(二) 会社の資金を、その個人の名で、又は他の個人の名で口座を開設して預け入れる行為</p> <p>(三) <u>会社定款の規定に違反し、株主会、株主総会又は董事会の同意を経ないで、会社の資金を他人に貸借し、又は会社の財産を他人のため担保として提供する行為</u></p> <p>(四) <u>会社定款の規定に違反し、又は株主会若しくは株主総会の同意を経ないで、自社と契約を締結し、又は取引をする行為</u></p> <p>(五) <u>株主会又は株主総会の同意を経ないで、職務上の便宜を利用して自己又は他人のため会社に属する商業的機会を取得し、職務就任する会社と同類の業務を自ら経営し、又は他人のため経営する行為</u></p> <p>(六) 他人と会社との取引のコミッションを受け取って自己の所有に帰属させる行為</p> <p>(七) 会社の秘密を無断で開示する行為</p> <p>(八) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為</p> <p>董事又は高級管理者が前項の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属しなければならない。</p>	<p>第181条 董事、監事及び高級管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(一) <u>会社財産を侵奪し、又は会社の資金を流用する行為</u></p> <p>(二) 会社の資金を、その個人の名で、又は他の個人の名で口座を開設して預け入れる行為</p> <p>(三) <u>職務を利用して賄賂を贈り、又はその他の不法な収入を収受する行為</u></p> <p>(四) 他人と会社との取引のコミッションを受け取って自己の所有に帰属させる行為</p> <p>(五) 会社の秘密を無断で開示する行為</p> <p>(六) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為</p> <p>第182条 董事、監事及び高級管理者は、<u>直接又は間接に自社と契約を締結し、又は取引をする場合には、契約の締結又は取引の実施に係る事項について董事会又は株主会に対し報告し、かつ、会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議による採択を経なければならない。</u></p> <p><u>董事、監事又は高級管理者の近親者、董事、監事、高級管理者又はその近親者が直接又は間接に支配する企業、及び董事、監事又は高級管理者とその他の関連関係を有する関連者が、会社と契約を締結し、又は取引をする場合には、前項の規定を適用する。</u></p> <p>第183条 董事、監事及び高級管理者は、職務上の便宜を利用して自己又は他人のため会社に属する商業的機会の取得をはかつてはならない。ただし、次に掲げる事由の1つがある場合を除く。</p> <p>(一) <u>董事会又は株主会に対し報告し、かつ、会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議を経て採択されたとき。</u></p> <p>(二) <u>法律、行政法規又は会社定款の規定に基づき、会社が当該商業機会を利用することができないとき。</u></p> <p>第184条 董事、監事及び高級管理者は、<u>董事会又は株主会に対し報告せず、かつ、会社定款の規定どおりに董事会又は株主会の決議による採択を経ない場合には、自身が職務に就任する会社と同類の業務を自営し、又は他人のため経営してはならない。</u></p> <p>第185条 <u>董事会が第182条から前条所定の事項について決議する際に、関連董事は、表決に参加してはならず、その議決権は、議決権の総数に算入しない。董事会会議に出席した関連関係がない董事の人数が3名を下回る場合には、当該事項を株主会による審議に提出しなければならない。</u></p> <p>第186条 董事、監事又は高級管理者が第181条から第184条の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属しなければならない。</p>
---	---

もともと外商投資法対応においては、人的会社の性質を残す組式的組織であることを理由として、厳格性が求められない、一種の「馴れ合い経営」が

可能であった中外合弁会社について、「会社法」を遵守する新たな組織形式では董事等の忠実義務及び勤勉義務（現行法第147条第1項）遵守の厳格性が求められるという相違があった。

改正法では、忠実義務及び勤勉義務それぞれの内容が明確化されたほか（改正法第180条）、董事等の役員本人のみならずその近親者や支配企業その他の関連者との取引についても報告・採択を要することも明確化され（改正法第182条第2項）、さらに、利益相反取引等の承認の決議にあつては関連董事は表決に参加してはならない旨の条文も新設された（改正法第185条）。

従来、中外合弁会社の董事に日本本社の代表者が就任している例も多いと思われるが、この場合、日本本社と中外合弁会社との取引の多くについては、少なくとも文言上は、第182条所定の株主会又は董事会による採択を要することとなる。一部の企業においては従来から日本本社との取引につき既にこのような承認の決議を経ているか、又は定款等においてこれらの取引を認める旨を規定する対応をしていたが、そのような手続的配慮がさらに求められることになると考えられる。

2) 董事・高級管理者の第三者に対する責任

改正法は、董事や高級管理者が職務を執行する過程において第三者に対して損害をもたらした場合に、第三者に対して賠償責任を負うべき場合がある旨の条文を新たに設けた。

改正法（2024年7月1日施行予定）新設
<p>第191条 董事及び高級管理者が職務を執行し、他人に損害をもたらした場合には、会社は、賠償責任を負わなければならない。<u>董事又は高級管理者に故意又は重大な過失が存在する場合にも、賠償責任を負わなければならない。</u></p>

従来、会社法においては、董事や総経理の第三者に対する責任について直接規定した条文はなかったため、董事や総経理が直接、第三者から提訴される場面は限られていた。しかし、今後は上記のような条文が新たに設けられたことで、董事や総経理が直接、第三者からの訴訟の被告とされることも生じやすくなると見込まれる。

今回の改正法では、下記のとおり、董事の職務執

行による賠償責任のための責任保険を付保することについての条文も設けられたので、付保についても考慮されたい。

改正法（2024年7月1日施行予定）新設
<p>第193条 会社は、董事の職務就任期間において董事が会社職務の執行により負う賠償責任のため責任保険を付保することができる。</p> <p>会社が董事のため責任保険を付保し、又は保険を更新した後、董事会は、株主会に対し責任保険の付保金額、保険引受範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。</p>

3) 出資払込、出資の引き揚げ、清算などに関する責任

上記のほか、改正法では、後述するとおり、出資払込、出資の引き揚げの場面での董事の責任についての規定が追加されたこと（改正法第51条第2項、第53条第2項）、さらには董事が清算義務者であることが明文化されたこと（改正法第232条）など、各方面で董事の責任が加重されている。

4) 支配株主・実質支配者の責任

上記のように董事等の責任に関する規定が拡充されたほか、さらに、支配株主や実際支配者に関する条文も新たに追加されている。

改正法（2024年7月1日施行予定）新設
<p>第180条第3項 会社の株式支配株主及び実際支配者が会社の董事を担任しないけれども会社の事務を実際に執行する場合には、前二項の規定を適用する。</p> <p>第192条 会社の株式支配株主又は実際支配者は、董事又は高級管理者に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合には、当該董事又は高級管理者と連帯責任を負う。</p>

とりわけ、「董事又は高級管理者に指示して」何らかの行為をさせたときに、その株主が連帯責任を負うという点については、株主有限責任の原則に反する結果をもたらす可能性がある。日系企業の場合、董事又は高級管理者に就任している駐在員各位は在籍出向の形で赴任してきているに過ぎず、日本本社の指示を仰ぐ立場にあることが多い。そのため、中国現地法人における意思決定の一部を日本本社側で担っているように見える状況も往々にして見られる。しかし、本来、「会社法」の仕組みから言えば、株主は董事又は高級管理者に対して直接に何らかの指示を行うことはできないのであり、場合によっては、駐在員への何らかの指示ゆえに日本本社が連帯責任を追及されるケースも発生してくることも懸念される。日本本社内部における出向者の立場

と、中外合併会社の董事又は高級管理者としての立場につき、業務執行過程において意識的に区別することを考慮したい。

4、従業員による経営関与の拡大

1) 解散、破産申立ての場面での意見聴取

改正法では、解散、破産申立てを検討・決定する際に、会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見及び建議を聴取しなければならないことを明確にした。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
第18条 第3項 会社は、制度改革及び経営の面の重大問題を検討・決定し、又は重要な規則・制度を制定する際に、会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見及び建議を聴取しなければならない。	第17条 第3項 会社は、制度改革、 解散、破産申立て 及び経営の面の重大問題を検討・決定し、又は重要な規則制度を制定する際に、会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見及び建議を聴取しなければならない。

この点については、中外合併会社ではなく、日系企業の完全子会社の場合でも影響がある。

規模や状況にもよるものの、中国子会社の解散や破産申立てについては、日本親会社が上場企業である場合、日本側で金融商品取引所規則による適時開示の対象事項となる場合がある。そうでなくとも、通常の場合はプレスリリースなど情報発信の時期・内容を統一して、無用の混乱を避けるのが一般的である。そうした考慮のもと、一定の規模を有する企業の場合には、これまでの実務の取扱いにおいて、日本側での発表までは、従業員に対しては解散や破産申立ての事実につき告知はしない扱いとする例が多数を占めるものと思われる。

但し、従来から、解散や破産申立てについては明記はされていないものの「重大問題」とであると理解し、また「労働契約法」第4条第2項においても重大事項の決定については従業員代表大会又は従業員全体の討論、労働組合又は従業員代表との平等協議が求められていたことから、適時開示の規制との整合を取りつつ、従業員への告知については状況に応じて実施されていた例が多いであろうから、そのように従来から配慮されていた場合には、今回の改正によって大きな影響があるものではないとも

言えよう。

2) 従業員数300名以上の会社における従業員代表董事

改正法では、新たに、従業員数300名以上の会社においては、理事会のメンバーに従業員代表を含まなければならないことが規定された。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
第44条 有限責任会社は理事会を置き、その成員は3名ないし13名とする。ただし、第50条に別段の定めのある状況を除く。 2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立する有限責任会社 については、その理事会の成員中には、会社従業員代表を有しなければならない。その他の有限責任会社の理事会の成員中には、 会社従業員代表を有することができる。理事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。 理事会は、 董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款がこれを定める。	第68条 有限責任会社の理事会の成員は、 3名以上とし、その成員中に会社従業員代表を有することができる。法により監事会を置き、かつ、会社従業員代表を有する場合を除き、従業員人数が300名以上である有限責任会社 については、その理事会の成員中に 会社従業員代表を有しなければならない。理事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。 理事会は、 董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款がこれを定める。

従業員数300名という基準については、非正規従業員を含むかどうか、一時的・短期間のみ雇用される人員を含むかどうかなど、基準として明確でない部分がある。しかし、理事会メンバーが適法に選任されていない場合、理事会の決議が不存在又は取消となってしまう危険があることを考えると、やや保守的に考えざるを得ないのではないか。

5、その他の組織運営に関する事項

1) 法定代表者

改正法では、新たに、法定代表者の辞任に関する規定を置いている。法定代表者が辞任した場合、会社は30日のうちに新たな法定代表者を確定しなければならない。

また、現行法では法定代表者は「董事長、執行董事又は総経理」とされ、そのいずれであるかは定款で定めることとなっていたところ、改正法では、「董事長」「執行董事」の部分が「会社を代表して会社の事務を執行する董事」と変更された。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
第13条 会社の法定代表者については、会社定款の規定により、 董事長、執行董事又は総経理が担任し、かつ、法により登記する。会社の法定代表者の変更については、変更登記を手続しなければならない。	第10条 会社の法定代表者は、会社定款の規定に従い、 会社を代表して会社の事務を執行する董事又は総経理がこれを担任する。 法定代表者を担任する董事又は総経理が辞任する場合には、同時に法定代表者を辞するものとみなす。 法定代表者が辞任した場合には、会社は、法定代表者が辞任した日から30日以内に新たな法定代表者を確定しなければならない。

この改正法の文言から見ると、改正法施行後は、董事長や執行董事ではない董事が代表者であるという状況も発生し得る。

したがって、改正法施行後は、「董事長」であるからといって代表権を有していると安易に判断してはいけなくなる。もっとも、現在は企業信用情報公示システムなどを通じて提供される各種情報により法定代表者が誰であるかは簡単に確認できるから、肩書により判断するのではなく、これらの情報を確認することが適切である。

2) 株主会、理事会の決議の取消、不成立

改正法では、株主総会や理事会の決議が不成立となる状況を列挙した条文を新設した。

改正法 (2024年7月1日施行予定) 新設
第27条 次に掲げる事由の1つがある場合には、会社の株主会及び理事会の決議は、成立しない。 (一) 株主会又は理事会の会議を招集開催せずに決議をしたとき。 (二) 株主会又は理事会の会議が決議事項について表決をしていないとき。 (三) 会議に出席した人数又は議決権保有数がこの法律又は会社定款所定の人数又は議決権保有数に達していないとき。 (四) 決議事項に同意した人数又は議決権保有数がこの法律又は会社定款所定の人数又は議決権保有数に達していないとき。

この内容そのものは、既に2017年時点から司法解釈^[7]で定められていたものであるが、今回改めて「会社法」の条文として規定されたことで、より強く意識されることが見込まれる。従来、定款に定められた手続を必ずしも忠実に踏襲せず、また、決議書類にも実際の状況とは異なる記載が行われている事例も実務上はよく見られたが、中外合併会社の場合、決議の成立や有効性をめぐる合併パートナーとの無用の紛糾を避けるため、今後は定款に合わせた運用とすることが望まれる。

第三、「会社法」の改正箇所のうち、出資や持分譲渡に関するもの

1、持分譲渡における他の株主の同意権の廃止

今回の改正法においては、持分譲渡について他の株主の同意が不要とされた。この点は、おそらく今回の改正内容のうち、中外合併会社のあり方そのものに最も大きな影響をもたらすものと推測される。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
第71条 有限責任会社の株主の間においては、その出資持分の全部又は一部を相互に譲渡することができる。 株主は、株主以外の者に対し出資持分を譲渡する場合には、 他の株主の過半数による同意を経なければならない。株主は、その出資持分の譲渡にかかる事項について書面により他の株主に通知して同意を求めなければならない。他の株主が書面による通知を受領した日から30日が経過しても回答しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。他の株主の半数以上が譲渡に同意しない場合には、同意しない株主は、当該譲渡される出資持分を購入しなければならない。購入しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。	第84条 有限責任会社の株主の間においては、その出資持分の全部又は一部を相互に譲渡することができる。 株主は、株主以外の者に対し出資持分を譲渡する場合には、 出資持分譲渡の数量、価格、支払方式及び期限等の事項を、書面により他の株主に通知し、書面による通知を受領した日から30日以内に回答しない場合には、優先買取権を放棄したものとみなす。2名以上の株主が優先買取権を行使する場合には、各自の買取比率を協議して確定する。協議が不調である場合には、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。 会社定款に出資持分の譲渡について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

この点については、対応を一步誤れば、自社が何ら気づき知らないうちに、中外合併会社の合併パートナーがその有する持分を見知らぬ第三者に売却して合併事業から離脱してしまうという事態を発生させることにつながってしまう危険がある。

もともと中外合併会社にあつては、「合併当事者の一方は、第三者に対しその持分の全部または一部を譲渡する場合には、必ずほかの合併当事者の同意を経る」(廃止された「中外合資経営企業法実施条例」^[8]第20条第1項)とされており、同意しないうちに合併パートナーが変わってしまうという事態が

起きないように制度が設計されていた。これは、中外合弁会社にあつては、合併パートナー相互間の人的結合関係が強い組織体であることが重視されていたためである。

これに対して「会社法」では、1993年に制定された「会社法」の時点から一貫して「(持分譲渡に)同意しない株主は、当該譲渡される出資持分を購しなければならない」と規定されていたが(現行法では第71条第2項)、2005年改正「会社法」以降は、それに合わせて「会社定款に出資持分の譲渡について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。」とも規定されていたため(現行法第71条第4項)、持分譲渡に同意せずとも持分の買取を強制されない旨を定款において約定することも許されるものと理解することもできた^[9]。

今般の外商投資法対応のための定款変更にあつては、中国側パートナー企業から、定款の規定を「会社法」の条文どおりの表現に改める必要があるとの申し入れがなされる例が見られる。しかし、この説明は法的には正しくない。「外商投資法实施条例」第46条は次のように規定しており、外商投資法対応にあつても、持分譲渡に関する約定は従来どおり維持することが認められているからである。

「外商投資法实施条例」
<p>第46条 既存の外商投資企業の組織形式、組織機構等が法により調整された後、従前の合営又は合作の各当事者が契約において約定した持分又は権益の譲渡にかかる方法、収益分配にかかる方法、剰余財産の分配にかかる方法等については、引き続き約定に従い取り扱うことができる。</p>

今回の改正法でも、「会社定款に出資持分の譲渡について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。」としている部分は変更がないから、少なくとも、現行法のもとにおける外商投資法対応と同じく、「従前の約定」を維持することが望ましい。それを怠って漫然と改正法の新しい条文の表現をそのまま定款に記載するような対応をした場合、いつ合併パートナーが合併事業から離脱してもやむを得ない状況となる。

2、少数株主による持分買取請求権拡充

もう一つ、現時点でどの程度の影響がもたらされる

かは定かではないが、中外合弁会社の運営について思わぬトラブルを引き起こす可能性があるのが、少数株主による持分買取請求権についての改正である。

改正法では、新たに、少数株主による持分買取請求権について、「会社の株式支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を重大に損なった場合」に幅広く行使を認める改正がなされた。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第74条 次に掲げる事由の1つがある場合には、株主会の当該決議について反対票を投じた株主は、会社に対し合理的な価額に従いその出資持分を買い受けるよう請求することができる。</p> <p>(一) 会社が連続して5年にわたり株主に対し利益を分配していないのに、会社が当該5年に連続して利益を取得し、かつ、この法律所定の利益分配条件に適合するとき。</p> <p>(二) 会社が合併し、分割し、又は主たる財産を譲渡するとき。</p> <p>(三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した場合において、株主会が定款変更の決議を採択して会社を存続させるとき。</p> <p>株主会決議の決議が採択された日から60日以内に、株主が会社と出資持分買取合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議の決議が採択された日から90日以内に人民法院に対し訴えを提起することができる。</p>	<p>第89条 次に掲げる事由の1つがある場合には、株主会の当該決議について反対票を投じた株主は、会社に対し合理的な価格に従いその出資持分を買い受けるよう請求することができる。</p> <p>(一) 会社が連続して5年にわたり株主に対し利益を分配していないのに、会社が当該5年に連続して利益を取得し、かつ、この法律所定の利益分配条件に適合するとき。</p> <p>(二) 会社が合併し、分割し、又は主たる財産を譲渡するとき。</p> <p>(三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した場合において、株主会が定款変更の決議を採択して会社を存続させるとき。</p> <p>株主会決議がなされた日から60日以内に、株主が会社と出資持分買取合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議がなされた日から90日以内に人民法院に対し訴えを提起することができる。</p> <p>会社の株式支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を重大に損なった場合には、他の株主は、会社に対し合理的な価格に従いその出資持分を買い受けるよう請求する権利を有する。</p> <p>会社が第1項又は前項所定の事由により買い受けた自社の出資持分については、6か月以内に法により譲渡し、又は消却しなければならない。</p>

「濫用」「重大」といった基準は明確ではないため、今後の司法解釈や裁判例などによって個別具体的に判断していく必要があると思われるが、反対株主の意向を押し切って何らかの決議を行い且つ実行した場合、少数株主からの持分の買取を強制されてしまう事態が発生する可能性がある。

従来、日系企業各社においては、出資比率において圧倒的多数を占めている場合であっても、中国側合併パートナーの意向を尊重し、必ず全ての決議について同意を得て全会一致で決議することが志向されていたと思われる。そのような運用が継続される限り、上記のような懸念が現実となることはない。

しかしながら、外商投資法対応によって「会社法」の条文にならった定款変更が行われる結果、定款変更などの重要事項であっても株主会の議決権の3分の2以上をもって決議できる(現行法第43条第2項、改正法第66条第3項)との定めを定款に置く例が多くなると予想されることから、場合によっては少数株主が反対票を投じ、買取請求権の行使が認められる条件が満たされる場面も生じ得る。意図せずにそのような事態を招かないように留意しておきたい。

3、出資払込期限の制限

改正法は、株主による出資払込の期限について、設立から5年のうちに全額の払込完了しなければならない旨の規定を新たに置いた。

現行法(2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第26条 有限責任会社の登録資本は、会社登記簿において登記した株主全体が払込みを引き受けた出資額とする。</p> <p>法律、行政法規及び國務院の決定に有限責任会社の登録資本の実際の払込み、登録資本最低限度額及び株主の出資期限について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。</p> <p>法律、行政法規及び國務院の決定に有限責任会社の登録資本の実際の払込み及び登録資本最低限度額について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。</p>	<p>第47条 有限責任会社の登録資本は、会社登記簿において登記した株主全体が払込みを引き受けた出資額とする。株主全体が払込みを引き受けた出資額は、会社が成立した日から5年内に株主が会社定款の規定に従いこれを満額により払い込む。</p> <p>法律、行政法規及び國務院の決定に有限責任会社の登録資本の実際の払込み、登録資本最低限度額及び株主の出資期限について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。</p> <p>第54条 会社が期限到来債務を弁済することができない場合には、会社又は既に期限到来している債権の債権者は、既に出資の払込みを引き受けているけれども出資期限が到来していない株主に対し、出資を前倒しして払い込むよう要求する権利を有する。</p> <p>第266条 第2項 この法律の施行前に既に登記設立している会社については、出資期限がこの法律所定の期間を超える場合には、法律、行政法規又は國務院に別段の定めのある場合を除き、この法律所定の期間以内になるよう徐々に調整しなければならない。出資期限又は出資額が明らかに異常である場合については、会社登記簿は、遅滞なく調整するよう法によりこれに要求することができる。具体的な実施弁法は、國務院がこれを定める。</p>

2005年改正「会社法」では、「会社の株主全体の初回の出資額は登録資本の100分の20を下回ってはならず、」「その余の部分は株主が会社成立の日から2年内に全額を払い込む。」として、出資払込期限が法定されていた(2005年改正「会社法」第26条)。しかし、2013年の「会社法」改正時にこの条文は削除され、その後は定款においてどのように出資払込期限を設定することも「会社法」の条文上は許されることとなった。

今回の改正法では、この一度は撤廃された出資払込時期の規制を改めて「復活」させるものである。さらに、改正法では、既存の会社であっても出資期限が改正法所定の期間を超える場合には、改正法所定の期間に適合するように徐々に調整しなければならない旨を規定している(改正法第266条)。

日系企業の場合には、このように長期にわたって出資払込を先延ばしにしている例は多くはないものと見受けられるが、中外合弁会社では中国側合併パートナーが払込を長期にわたって先延ばしにしている例もあるものと思われる。

また、2013年の「会社法」改正以降の10年間において、中国では規制緩和によって1億社を超える企業等の市場主体が増加したが、その一方で社会の誠実・信用を損なうようなネガティブな作用も見られたとのことである^[10]。実務においても、登録資本が全く払い込まれていない「空」の状態の会社が散見され、そのような実態のない会社と取引を行った場合には、債権回収はもとより、粉飾決算や脱税などのトラブルに巻き込まれる例が見られた。今回の改正法施行に伴って、そのような実態のない会社は市場から退出していくことが予想される。改正法はあくまで「徐々に調整」としているから、実務においては、そのような調整と歩調を合わせて、取引先の状況を優先順位をつけて把握していくことが望まれる。

4、出資払込未了の持分の抹消、払込の繰上げ

改正法では、定款所定の期限どおりに出資払込がなされていない持分について、その未払込持分を抹消する手続を新たに設けた(改正法第52条)。

填、減資による欠損填補

改正法では、資本積立金による欠損填補を認める改正がなされている。また、減資については「別段の定めがない限り」、出資比率に応じて行わなければならないことが明記された。

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第168条 会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大又は会社登録資本の転換増加に用いる。</p> <p>積立金により会社欠損を補填するにあたっては、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならない。なお補填することができない場合には、規定に従い資本積立金を使用することができる。</p> <p>法定積立金を転換して登録資本を増加させる場合には、留保される当該積立金は、転換増加させる前の会社登録資本の100分の25を下回ってはならない。</p>	<p>第214条 会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大又は会社登録資本の転換増加に用いる。</p> <p>積立金により会社欠損を補填するにあたっては、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならない。なお補填することができない場合には、規定に従い資本積立金を使用することができる。</p> <p>法定積立金を転換して登録資本を増加させる場合には、留保される当該積立金は、転換増加させる前の会社登録資本の100分の25を下回ってはならない。</p>
<p>第225条 第1項 会社は、第214条第2項の規定により欠損を補填した後に、なお欠損がある場合には、登録資本を減少させて欠損を補填することができる。登録資本を減少させて欠損を補填する場合には、会社は、株主に対し分配してはならず、また、株主による出資又は株金払込みの義務を免除してはならない。</p>	<p>第225条 第1項 会社は、第214条第2項の規定により欠損を補填した後に、なお欠損がある場合には、登録資本を減少させて欠損を補填することができる。登録資本を減少させて欠損を補填する場合には、会社は、株主に対し分配してはならず、また、株主による出資又は株金払込みの義務を免除してはならない。</p>

留意点として、減資による欠損填補を行ったとしても、それによって出資払込義務は免除されない。つまり、未払込持分がある状態でこれを減資によって抹消しようとするとき、欠損がある状態であれば、減資を行ったとしても払込義務自体は残ってしまうことになり、意図した目的を達しないこととなる可能性がある。

3、清算義務者

改正法では、董事が会社の清算義務者である旨が明記された。また、清算グループは「株主により構成」とされていたところ、「董事により構成」へと変更されている。

第48条第2項)。しかしながら、過去の中外合弁会社にあつては、「合営各当事者が公平かつ合理の原則に従い協議して確定し、又は合営各当事者の同意する第三者を招聘して評価決定させる。」とされていたため(廃止された「中外合資経営企業法实施条例」第22条)、現物出資にあたって法定の評価がなされていない例があるので、特に留意が必要となる。

7、持分譲渡と株主名簿

改正法では、持分譲渡がなされた場合の譲受人への権利移転の時期について、株主名簿への記載時を基準とする規定を新たに置いている。

改正法 (2024年7月1日施行予定) 新設
<p>第86条第2項 出資持分が譲渡された場合には、譲受人は、株主名簿に記載された時から会社に対し株主としての権利の行使を主張することができる。</p>

従来の実務では、誰が株主であるか、いつから株主であるかなどについては、客観的に確認可能で確実性のある会社登記機関による登記が重視されていたように思われるが、譲受人としての権利行使の可否については株主名簿を基準として考えるべきこととなる。

IV、その他の「会社法」の改正箇所

今回の改正法による改正は多岐にわたっており、全ての改正点について網羅的に紹介することは紙幅の都合上できないが、紙幅の許す限りにおいて、その他の改正点について紹介したい。

1、利益配当の実施期限

改正法は、配当決議が行われた後は、6ヶ月のうち実際に配当を実施することを求める条文を新たに設けた。

改正法 (2024年7月1日施行予定) 新設
<p>第212条 株主会が利益分配の決議をした場合には、董事会は、株主会決議がなされた日から6か月内に分配をしなければならない。</p>

2、資本積立金による欠損補

り込んだものである。

「出資の引き揚げ」の意味については、「会社法」の条文には明確に記載されていないが、司法解釈においては次のように規定されている。

「「会社法」の適用に係る若干の問題に関する 最高人民法院の規定 (三) (2020年)」
<p>第12条 会社成立後に、関連株主の行為が次に掲げる事由の1つに適合し、かつ、会社権益を損なうことを理由として、当該株主が出資を引き揚げた旨を認定するよう会社、株主又は会社債権者が請求する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。</p> <p>(一) 虚偽の財務会計報告表を作成して利益を水増しし分配をしたとき。</p> <p>(二) 虚構の債権債務関係を作り上げることを通じて自らの出資を払い出したとき。</p> <p>(三) 関連取引を利用して出資を払い出したとき。</p> <p>(四) 法定手続を経ないで出資を引き揚げるその他の行為</p>

したがって、定款等所定の社内の意思決定手続がとられていないケースや、根拠となる契約が不備であるなどの事情により支払の性質が判然としないようなケースでは、「出資引き揚げ」に該当するものと認定されてしまう可能性がある。

中国子会社との間の取引については、それが正当な商取引であることを示す根拠を然るべき手続により残しておくことが求められるように思われる。

6、払込未了・現物出資価額不足と、持分譲渡

上記のように、改正法では登録資本が実際に払い込まれることを重視した規定を拡充してきているのであるが、さらに、持分譲渡の場面でも、持分譲渡を受けた譲受人が一定の場合に払込の責任を負うことを求める規定を新たに設けている。

改正法 (2024年7月1日施行予定) 新設
<p>第88条 株主が、既に出資の払込みを引き受けているけれども出資期限が到来していない出資持分を譲渡する場合には、譲受人が当該出資を払い込む義務を負う。譲受人が期限どおり満額により出資を払い込まない場合には、譲渡人は、譲受人が期限どおりに払い込まなかった出資について補充責任を負う。</p> <p>会社定款所定の出資日どおりに出資を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際の価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回った株主が出資持分を譲渡した場合には、譲渡人及び譲受人は、出資の不足する範囲内において連帯責任を負う。譲受人が上記事由の存在を知らず、かつ、知るべきでない場合には、譲渡人が責任を負う。</p>

現物出資については、従来から評価による価額決定が求められており、この点については今回の改正法では特に変更はない(現行法第27条第2項、改正法

改正法 (2024年7月1日施行予定) 新設

第52条 株主が会社定款所定の出資日どおり出資を払い込まず、会社が前条第1項の規定により書面による払込催告書を発して出資の払込みを催告する場合には、出資払込みの猶予期間を記載することができる。猶予期間は、会社が払込催告書を発した日から、60日を下回ってはならない。猶予期間が満了し、株主がなお出資の義務を履行しない場合には、会社は、董事会決議を経て当該株主に対し失権通知を発することができる。通知は、書面により発しなければならない。通知が発せられた日から、当該株主は、自らが出資を払い込んでいない出資持分を喪失する。

前項の規定により喪失した出資持分は、法によりこれを譲渡し、又は相応して登録資本を減少させ、かつ、当該出資持分を抹消しなければならない。6か月以内に譲渡せず、又は抹消しない場合には、会社の他の株主がその出資比率に従い相応する出資を満額により払い込む。

株主は、失権に対し異議を有する場合には、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対し訴えを提起しなければならない。

中外合弁会社において、合併パートナーが出資払込を行わない場合に、この未払込持分の抹消の手続を活用して払込を促すことが活用方法として考えられる。

なお、今回の改正法では、会社が期限到来債務を弁済することができない場合、会社または債権者が未払込持分の払込を前倒しして要求できる旨の規定も追加されているので(改正法第54条)、この点は債権回収の場面などで活用できる可能性がある。

5、出資の引き揚げ(中国語「抽逃出資」)

改正法では、出資の引き揚げ(中国語では「抽逃出資」という。)について、株主の返還義務とともに責任を負う董事、監事及び高級管理者の連帯賠償義務を規定した。

中外合弁会社に限らないが、出資先である中国現地法人において債務超過や支払不能のおそれがある場面では、「出資の引き揚げ」についてより一層の注意が必要となる。

現行法(2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第35条 会社が成立後に、株主は、出資を引き揚げなければならない。</p>	<p>第53条 会社の成立後に、株主は、出資を引き揚げなければならない。</p> <p>前項の規定に違反した場合には、株主は、引き揚げた出資を返還しなければならない。会社は、損失をもたらした場合には、責任を負う董事、監事及び高級管理者は、当該株主と連帯賠償責任を負わなければならない。</p>

この追加された第2項は従来から司法解釈^[11]で定められていたルールを「会社法」の条文として取

投資関連制度情報

外国法の確知制度の整備

現行法 (2018年会社法)	改正法 (2024年7月1日施行予定)
<p>第183条 会社は、第180条第(一)号、第(二)号、第(四)号又は第(五)号の規定により解散する場合には、解散事由が出現した日から15日以内に清算グループを成立させ、清算を開始しなければならない。有限責任会社の清算グループは株主により構成され、株式会社は株主総会が確定する人員により構成される。期限を超過しても清算グループを成立させて清算をさせない場合には、債権者は、人民法院に対し関係人員を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。人民法院は、当該申し立てを受理し、かつ、遅滞なく清算グループを組織して清算をさせなければならない。</p>	<p>第222条 会社は、第229条第1項第(一)号、第(二)号、第(四)号又は第(五)号の規定により解散する場合には、清算しなければならない。董事は、会社の清算義務者であり、解散事由が出現した日から15日以内に清算グループを構成し清算をしなければならない。 清算グループは、董事により構成される。ただし、会社定款に別段の定めのある場合又は株主会決議において別途他の者を選んだ場合を除く。 清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。</p>

合、中外合弁会社につき清算手続が行われていなければ、清算義務者である董事個人が債権者に対して賠償責任を負担することになる危険がある。

4. 株式会社に関する改正点

その他、株式会社についても、以下のものを含め多くの点で改正がなされているが、本稿では紹介を割愛する。

- ・「株主総会」（股东大会）につき、用語が有限責任会社と同じ「株主会」（股东会）に統一された。
- ・種類株に関する規定が新設された。（改正法第144条～第146条）
- ・定款の規定又は株主会の決議で授権することにより、新株発行を董事会の決議により行うことができる旨の規定が新設された。（改正法第152条、第153条）
- ・その他、無額面株に関する各種規定が新たに追加されたこと、株主による臨時株主会の招集請求権や臨時提案権に関する規定が整備されたこと、社債の公開発行に関する条文が追加されたこと等の改正がある。

以上

実務において、中外合弁会社で名目的に董事を任命派遣しているものの、実際には経営に関与できていないまま、中外合弁会社の事業自体が終了・停止してしまっているケースは時折見られる。そのような場

最高人民法院裁判委員会第1898回会議において、2023年8月30日に「『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用にかかる若干の問題に関する解釈（二）」（法釈[2023]12号、以下「解釈（二）」という。）が審議採択され、2023年12月1日に発布、2024年1月1日から施行された。

解釈（二）は、計十三条あり、主たる内容には、外国法の確知責任の明確化、外国法の確知ルートの開拓、外国法の確知手続及び提供形式の明確化、外国法の審査・認定にかかる手続の明確化、裁判文書において必ず外国法の確知過程を記載すべき旨の明確化、確知費用の処理原則の明確化、香港・マカオ法の確知にかかる参照・適用規則の明確化が含まれる。^[1]

の徹底・執行にかかる若干の問題に関する最高人民法院の意見（試行）』が相応して廃止され、そこで定められていた外国法の確知ルートに関する規定が適用されなくなった」と説明している^[2]。

2) 解釈（二）発布前における外国法の確知にかかる関連法規

解釈（二）が発布されるまでは、外国法の確知に関する規定は、「『中華人民共和国民法通則』の徹底・執行にかかる若干の問題に関する意見（試行）」（廃止）、「涉外民事関係法律適用法」、「『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈（一）」（以下「解釈（一）」という。）及び「全国法院涉外商事海事裁判業務座談会議事録」において次のような形で散在していた。

1. 外国法の確知にかかる関連法規

1) 解釈（二）の制定背景

解釈（二）の制定背景について、最高人民法院は、「法律体系においては、『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』（以下「法律適用法」という。）第10条において、外国法の確知について原則的な規定がなされているのみであり、外国法の確知にかかる規則は不完全であり、手続は不明確であり、運用性は優れていない。涉外民事裁判の実践においては、外国法につき『確知が難しい』、確知効率が低い、確知にかかる期間が長い、という問題がかなり顕在化している」、「『中華人民共和国民法典』の施行後は、『中華人民共和国民法通則』及び『中華人民共和国民法通則』

- [1] https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023_02.pdf
- [2] 全国人民代表大会が主席令第26号により2019年3月15日公布、2020年1月1日施行。
- [3] 國務院が國務院令第723号により2019年12月26日公布、2020年1月1日施行。
- [4] 2019年第2号「JBIC中国レポート」掲載：「外商投資法」施行に伴う合併契約改正に向けた論点整理 https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2019_02.pdf
- [5] 「外国投資家投資の会社の審査・認可及び登記管理の法律適用に係る若干の問題に関する執行意見」重点条項解説（国家工商行政管理総局外資局2006年9月22日公布）
- [6] 中国証券監督管理委員会/国家經濟貿易委員会が証監發[2002]1号により2002年1月7日に発布、中国証券監督管理委員会公告[2018]29号（2018年9月30日公布、同日施行）により改正。
- [7] 「「会社法」の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定（四）」（法釈[2017]16号）第5条。
- [8] 國務院が国発[1983]148号により1983年9月20日発布、最終改正2019年3月2日発布、同日施行。
- [9] なお、定款において単に「中外合資經營企業法実施条例」の条文と同じ表現で規定を置いているだけのケースについては、裁判例では、「外商投資企業紛争事件の審理にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）」第11条の規定により、譲渡に同意したものとみなす旨を判令しているものがある。したがって、同意するか否かを無条件に（持分の買取を強制されずに）選択できるようにするためには、実際には、特にその旨を明確に定めておくことが望ましい状況であった。
- [10] 国家市場監督管理総局Webサイト掲載の下記記事を参照。
https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2023/art_74f2d45ccd014a17af74c3b9d8bac05a.html
https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2023/art_68809e4ac50040229486502076a86268.html
- [11] 「「会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（三）（2020年）」（法釈[2020]18号）第14条。

名称	施行日	外国法の確知に関する規定
「『中華人民共和国民法通則』の徹底・執行にかかる若干の問題に関する意見（試行）」（廃止）	1988年4月2日施行、2021年1月1日廃止	193. 適用すべき外国の法律については、次に掲げるルートを通じて確知することができる。(1) 当事者が提供する。(2) 我が国と司法共助協定を締結する締約相手方の中央機関が提供する。(3) 当該国に駐在する我が国の大使・領事館が提供する。(4) 我が国に駐在する当該国の大使館が提供する。(5) 中国及び外国の法律専門家が提供する。以上のルートを通じてなお確知することのできない場合には、中華人民共和国の法律を適用する。
「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」	2011年4月1日施行	第10条 涉外民事関係に適用する外国の法律については、人民法院、仲裁機構又は行政機関が確知する。当事者は、外国の法律を適用することを選択する場合には、当該国の法律を提供しなければならない。 外国の法律につき確知することができない場合又は当該国の法律に定めのない場合には、中華人民共和国の法律を適用する。
「『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院の解釈（一）」（2020年改正）	2021年1月1日施行	第15条 人民法院は、当事者による提供、既に中華人民共和国に対し効力を生じている国際条約所定のルート、中国及び外国の法律専門家による提供等の合理的なルートを通じてなお外国の法律を取得することのできない場合には、外国の法律を確知することができないと認定することができる。 涉外民事関係法律適用法第10条第1項の規定に基づき、当事者は外国の法律を提供しなければならない場合、外国の法律を確知することができないと認定することができる。 第16条 人民法院は、適用すべき外国の法律の内容並びにその理解及び適用に対する各方当事者の意見を聴取しなければならない。当該外国の法律の内容並びにその理解及び適用について当事者にいづれも異議のない場合には、人民法院は、これを確認することができる。当事者に異議のある場合には、人民法院が審査して認定する。
「全国法院涉外商事海事裁判業務座談會議事録」	2022年1月24日施行	六、域外の法律の確知について 21. 【域外の法律を確知するルート】人民法院の審理事件において、域外の法律を適用するべき場合には、次に掲げるルートを通じて確知することができる。 (1) 当事者による提供 (2) 中国及び外国の法律専門家による提供 (3) 法律確知サービス機構による提供 (4) 最高人民法院国際商事専門家委員による提供 (5) 我が国と司法共助協定を締結する締約相手方の中央機関による提供 (6) 当該国に駐在する我が国の在外公館による提供 (7) 我が国に駐在する当該国の在外公館による提供 (8) その他の合理的なルート 上記のルートを通じて提供された域外の法律にかかる資料及び専門家の意見については、法廷において提示され、かつ、各当事者の意見を十分に聴取しなければならない。 22. 【国際商事専門家委員会への委託による諮問意見提供】人民法院が最高人民法院国際商事専門家委員会に委託して審理事件のかかわる国際条約、国際商事規則又は域外の法律にかかる確知及び適用等の法律問題について諮問意見を提供させる場合には、高級人民法院を通じて最高人民法院国際商事法廷調整・指導弁公室に対し書面による委託書の送達を手続し、意見の提供を必要とする法律の属する国、法律部門、法律上の争点等の内容を明記し、かつ、関連資料を添付しなければならない。 23. 【域外法の専門家の出廷】当事者は、民事訴訟法第82条の規定により域外法の専門家の出廷を申請することができる。 人民法院は、専門家の意見書のかかわる域外法の理解について、出廷した専門家に対し尋問をすることができる。法廷の許可を経て、当事者は、出廷した専門家に対し尋問をすることができる。専門家は、域外法の確知にかかる事項以外の法廷審理活動に参加してはならない。専門家が現地において出廷することができない場合には、人民法院は、事件の審理の必要に基づきビデオ方式を採用して尋問することができる。 24. 【域外法の内容の確定】双方当事者が提出した域外法の内容が同一であり、又は相手方が提出した域外法の内容について当事者に異議のない場合には、人民法院は、域外法の根拠として確定することができる。相手方が提出した域外法の内容について当事者に異議のある場合には、人民法院は、証拠質疑による証拠認定状況を考え合わせて審査・認定をしなければならない。人民法院は、当事者が域外法の内容に争点が存在することのみを理由として、域外法を確知することができないと認定してはならない。 25. 【域外法の確知不能にかかる認定】当事者が域外法を提供するべき場合には、人民法院は、事件の具体的状況に基づき域外法の確知にかかる期間を指定することができる。かつ、当事者の申請により適切に期間を延長することができる。当事者が延長期間内になお提供することができない場合には、域外法は確知不能であるとみなす。 26. 【域外法の確知費用】適用すべき域外法について、涉外民事関係法律適用法第10条第1項の規定に基づき当事者が提供する場合には、確知費用は、確知した当事者に対し当事者が直接支払い、人民法院は、代理收受・代理支払いしてはならない。人民法院は、当事者の訴訟上の請求及び具体的事案に基づき、域外法の確知により当事者に発生した合理的費用について支持をすることができる。

2) 解釈（二）の発布後に改正された外国法の確知にかかわる関連法規

「国際商事法廷の設立にかかわる若干の問題に関する最高人民法院の規定」（法釈[2018]11号）は、2018年6月27日に公布され、2018年7月1日から施行された。そして、2023年12月18日、「『国際商事法廷の設立にかかわる若干の問題に関する最高人民法院の規定』（法釈[2023]14号）が公布され、2024年1月1日から施行された。改正後の「国際商事法廷の設立にかかわる若干の問題に関する最高人民法院の規定（2023年改正）」では、次のように外国法の確知ルートが拡張されている。

改正前 2018年7月1日施行	改正後（2023年改正） 2024年1月1日施行
第8条 国際商事法廷において事件を審理するにあたり域外の法律を適用するべき場合には、次に掲げるルートを通じて確知することができる。 (一) 当事者が提供する。 (二) 中国及び外国の法律専門家が提供する。 (三) 法律確知サービス機構が提供する。 (四) 国際商事専門家委員が提供する。 (五) 我が国と司法共助協定を締結する締約相手方の中央機関が提供する。 (六) 当該国に駐在する我が国の大使館・領事館が提供する。 (七) 我が国に駐在する当該国の大使館が提供する。 (八) その他の合理的なルート 上記ルートを通じて提供された域外の法律にかかる資料及び専門家の意見については、法律の規定により法廷において提示され、かつ、各当事者の意見を十分に聴取しなければならない。	第8条 国際商事法廷において事件を審理するにあたり域外の法律を適用するべき場合には、次に掲げるルートを通じて確知することができる。 (一) 当事者が提供する。 (二) 司法共助チャネルを通じて、相手方の中央機関又は主管機関が提供する。 (三) 最高人民法院を通じて、当該国に駐在する我が国の在外公館又は我が国に駐在する当該国の在外公館に対し、提供するように請求する。 (四) 最高人民法院が確立し、又は参与する法律確知合作メカニズムの参与者が提供する。 (五) 最高人民法院国際商事専門家委員会の専門家が提供する。 (六) 法律確知サービス機構又は中国及び外国の法律専門家が提供する。 (七) その他の適当なルート 上記ルートを通じて提供された域外の法律にかかる資料及び専門家の意見については、法律の規定により法廷において提示され、かつ、各当事者の意見を十分に聴取しなければならない。

2. 解釈（二）の内容

1) 外国法の確知責任

解釈（二）では、法院による確知を主とし、当事者による提供を補助とする確知規則が形成されている。当事者は、外国法を適用することを選択した場

合には、外国法を提供する義務を負う。当事者が外国法を適用することを選択しない場合であっても、人民法院は当事者に対し外国法の提供に協力するよう要求することができるが、同時に、法院は当事者が提供に協力しないことのみを理由として外国法が確知不能であると認定してはならない旨も強調されている（第1条及び第2条）。

第1条 人民法院は、涉外民事事件を審理するにあたり外国の法律を適用する場合には、涉外民事関係法律適用法第10条第1項の規定に基づき当該国の法律を確知しなければならない。 当事者は、外国の法律を適用することを選択する場合には、当該国の法律を提供しなければならない。 当事者が外国の法律を適用することを選択しない場合には、人民法院が当該国の法律を確知する。 第2条 人民法院は、次に掲げるルートを通じて外国の法律を確知することができる。 (一) 当事者が提供する。 (二) 司法共助チャネルを通じて、相手方の中央機関又は主管機関が提供する。 (三) 最高人民法院を通じて、当該国に駐在する我が国の在外公館又は我が国に駐在する当該国の在外公館に対し、提供するように請求する。 (四) 最高人民法院が確立し、又は参与する法律確知合作メカニズムの参与者が提供する。 (五) 最高人民法院国際商事専門家委員会の専門家が提供する。 (六) 法律確知サービス機構又は中国及び外国の法律専門家が提供する。 (七) その他の適当なルート 人民法院は、前項に定めるうちのルートの1つを通じては外国の法律を取得するすべがなく、又は取得した外国の法律の内容が明確でなく、若しくは不十分である場合には、当該項に定める、異なるルートを通じて補充確知しなければならない。 人民法院は、第1項第（一）号の規定により当事者に対し外国の法律の提供に協力するよう要求する場合には、当事者が提供に協力しないことのみを理由として外国の法律が確知不能であると認定してはならない。
--

2) 外国法の確知ルート

解釈（二）では、人民法院が外国法を確知する7種類のルートを定めている（第2条）。外国法の確知に関連する従前の法規と比較すると、第（四）号「最高人民法院が確立し、又は参与する法律確知合作メカニズムの参与者が提供する」が追加されている。例えば、「最高人民法院とシンガポール共和国最高裁判所は、既に『法律確知問題の合作了解覚書』^[3]を締結しており、シンガポールの法律の確知は、覚書により確定された手続に従い行うことができる」といった例がある。^[4]

3) 外国法の確知手続及び提供形式

当事者が提供する外国法については、具体的な規定、取得ルート、効力の状況、事件紛争との関連性等の内容を説明しなければならない。外国法が判例法である場合には、具体的な規定、取得ルート、効力の状況、事件紛争との関連性等の内容を説明するほか、更に、判例の全文も提出しなければならない(第3条)。「当然ながら、前述の規定における提出すべき内容は、当事者が外国法に係る学術著作、学理説明等の参考補助資料その他外国法の理解及び適用についての意見等を継続して提出することを制限するものではない。」^[5]

このほか、外国法を法律確知サービス機構が提供する場合には法律確知サービス機構の資質証明を提出しなければならず、法律専門家が提供する場合には法律専門家の身分及び資格・経歴証明を提出しなければならない。これと併せて、いずれの場合にも、事件と利害関係のない旨の書面による声明を提出する必要がある(第4条)。

解釈(二)においては、更に、外国法を確知する前に、法院は、開廷前会議を招集し、又はその他の適当な方式により、確知する必要のある外国法の範囲を確定することができる旨も定めている(第6条)。

4) 外国法の審査・認定にかかる手続

解釈(二)の第5条及び第7条では、確知にかかる外国法については証拠質疑への提出が必要であること、及び外国法の法律確知サービス機構又は法律専門家が出廷して外国法の確知に協力する手続を定めている。

第5条 確知にかかる外国の法律の関連資料は、いずれも法廷においてこれを提示しなければならない。人民法院は、外国の法律の内容並びにその理解及び適用についての各当事者の意見を聴取しなければならない。

第7条 人民法院は、必要があると認める場合には、外国の法律を提供する法律確知サービス機構又は法律専門家に出席して質問を受けるよう通知することができる。当事者が法律確知サービス機構又は法律専門家の出廷を申請した場合において、人民法院は、必要があると認めるときは、許可することができる。

法律確知サービス機構又は法律専門家が現地において出廷するのに確かに困難がある場合には、オンラインで質問を受けることができる。ただし、法律確知サービス機構又は法律専門家の所在国の法律が国を跨ぎオンラインで法廷審理に参加することについて禁止性の規定を有する場合を除く。

出廷する法律確知サービス機構又は法律専門家は、外国の法律及びその理解をめぐってのみ意見を発表し、その他の法廷審理活動に参加しない。

5) 外国法の審査・認定にかかる標準

外国法の内容及びその理解に関し、解釈(二)では、解釈(一)第16条^[6]の規定について詳細化をしている。当事者に異議がない場合には、法院は、確認をすることができ、当事者に異議がある場合には、理由を説明しなければならない。覆すに足る反証がある場合を除き、効力が生じた先行する判決により既に確知されている場合には、人民法院は、確認をしなければならない(第8条)。

当事者が外国法を提供する期間に関しては、法院が確定した期間内に提供するものとされている。当事者に具体的な理由があり人民法院の確定した期間内においては外国法を提供するすべがないことを説明した場合には、法院は、状況に応じて、期間延長を許可するか否かを決定することができる。当事者が外国法を適用することを選択し、当該当事者が法院の確定した期間内において正当な理由なく提供しない場合には、法院は、外国法が確知不能であるものと認定することができる(第9条)。

6) 裁判文書において必ず外国法の確知過程を記載すべき旨の明確化

解釈(二)第10条では、法院は裁判文書において外国法の確知過程及び外国法の内容を明記しなければならないと定めている。

第10条 人民法院は、法により外国の法律を適用し事件を審理する場合には、裁判文書において外国の法律の確知の過程及び外国の法律の内容を明記しなければならない。人民法院は、外国の法律が確知不能であると認定する場合には、確知不能である理由を明記しなければならない。

7) 確知費用の処理原則の明確化

当事者が法律確知費用の負担を約定する場合には、その約定に従い処理する。約定のない場合には、法院は、当事者の主張に基づき、外国法の確知状況及び事件の具体的な状況を考え合わせ、事情を斟酌して合理的な確知費用を支持することができる(第11条)。

8) 香港・マカオの法律の確知にかかる参照・適用規則の明確化

法院は、香港及びマカオ特別行政区の法律を確知するにあたり、解釈(二)を参照して適用することができる。同時に、「内地と香港及びマカオ特別行政区とが新たな各種の法律確知ルート及び合作メカニズムを更に確立するのに十分な空間を留保するため」^[7]、関係する法律及び司法解釈に香港特別行政区及びマカオ特別行政区の法律の確知について別段の定めのある場合には当該規定に従う旨も定めている(第12条)。

- [1] 最高人民法院による涉外民事関係法律適用法にかかる司法解釈(二)の発布 <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419042.html>
- [2] 最高人民法院による涉外民事関係法律適用法にかかる司法解釈(二)の発布 <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419042.html>
- [3] 2021年12月3日、中華人民共和国最高人民法院及びシンガポール共和国最高裁判所は、法律確知問題に関する合作了解覚書を締結し、当該覚書は2022年4月3日から正式に発効した。
- [4] 涉外民事関係法律適用法にかかる司法解釈(二)についての記者質問への最高人民法院民四庭の責任者による回答 <https://cicc.court.gov.cn/html/1/218/149/156/2425.html>
- [5] 最高人民法院による涉外民事関係法律適用法にかかる司法解釈(二)の発布 <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419042.html>
- [6] 解釈(一)
第16条 人民法院は、適用すべき外国の法律の内容並びにその理解及び適用に対する各方当事者の意見を聴取しなければならないが、当該外国の法律の内容並びにその理解及び適用について当事者にいずれも異議のない場合には、人民法院は、これを確認することができる。当事者に異議のある場合には、人民法院が審査して認定する。
- [7] 最高人民法院による涉外民事関係法律適用法にかかる司法解釈(二)の発布 <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419042.html>

新公布法令情報・解説 主な新公布法令

主な新公布法令^[1]

(2023年8月から2023年10月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

会社設立・M&A

法令名: 海南自由貿易港において関係する行政法規規定の実施を一時的に調整することに関する国务院の回答

公布部門: 国务院

文書番号: 国函[2023]122号

公布日: 2023年10月27日

施行日: 2023年10月27日

概要等: 海南自由貿易港の建設を支持するため、「海南自由貿易港建設総体方案」に従い、即日より海南自由貿易港において「認証認可条例」及び「市場主体登記管理条例」の関係規定の実施を一時調整することに同意する。海南自由貿易港において輸出製品認証業務のみを展開する境外認証機構は、認証機構の資質を取得し、及び経営主体登記手続をする必要がなく、国务院の認証認可監督管理部門に対し備案した後、直ちに輸出製品認証業務を展開することができる。認証結果は、輸出企業の境外使用のみに限る。

税関管理

[1] 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続を経たことが確認できない法令、規範性文書(法令以外の文書)についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している(「-」は未確認の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日:2009年7月1日、施行日:2008年1月1日(遡及適用)。
また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

法令名: 複合運送の「一証書制」及び「一箱制」発展の推進を加速させることに関する交通運送部、商務部、税関総署、国家金融監督管理総局、国家鉄道局、中国民用航空局、国家郵政局及び中国国家鐵路集团有限公司の意見

公布部門: 交通運送部・商務部・税関総署・国家金融監督管理総局・国家鉄道局・中国民用航空局・国家郵政局・中国国家鐵路集团有限公司

文書番号: 交運発[2023]116号

発布日: 2023年8月21日

施行日: -

概要等: 交通運送部は、複合運送「一証書制」及び「一箱制」を複合運送モデル工程として重点支持方向を確立し、企業が標準化された複合運送証書を使用することを支持し、国内複合運送電子運送証及び国際複合運送船荷証券の発展を推進する。

法令名: 総合保税区内における保税貨物リースの展開にかかる補充公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2023年第104号公告

発布日: 2023年8月23日

施行日: 2023年10月1日

概要等: リース企業と境外企業とに資産取引が生じた場合には、レシー企業又はリース企業がリース貨物について実際の入出境通関方式によらずに入出境申告手続をする際に、監督管理の方式を「その他」(コード9900)とし、運送方

式を「その他」(コード9)とし、税関単一項目の統計を実施する。申告の際には、許可証書管理を実行しない。ただし、法律法規に別段の定めがある場合を除く。

法令名: 海南自由貿易港交通手段及び遊覧船「ゼロ関税」政策の調整に関する財政部、税関総署及び税務総局の通知

公布部門: 財政部・税関総署・税務総局

文書番号: 財関税[2023]14号

発布日: 2023年8月15日

施行日: 2023年8月15日

概要等: セミトレーラーの道路牽引車、9席以下のハイブリッド小型乗用車(プラグイン車も可。)は、内地を往来する旅客又は貨物運送作業に従事することができる。始発地及び目的地の少なくとも一方は必ず海南自由貿易港内になければならず、内地での停留時間については1年の累計が120日を超えない。そのうち、海南自由貿易港から内地までの「ポイントツーポイント」、「行ってすぐ帰る」旅客又は貨物車は、日数の制限を受けない。

法令名: 輸出貨物原産地企業備案事項の取消しに関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2023年第136号公告

発布日: 2023年10月9日

施行日: 2023年11月1日

概要等: 税関総署は2023年11月1日から輸出貨物原産地企業備案事項の取消しを決定し、原産地証書申請人は、直接に国際貿易「シングルウィンドウ」、インターネット+税関、中国貿易促進会申告システム等を通じて原産地証書を申請・受領することができる。

法令名: 総合保税区内の高級認証企業の分割運送・集中通関申告に担保を免除することを支持することに関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2023年第148号公告

発布日: 2023年10月27日

施行日: 2023年10月27日

概要等: 総合保税区内の高級認証企業は、分割運送・集中通関申告業務を展開する際に、所在する総合保税区の主管税関に対し、担保の免除を申請することができる。

法令名: 総合保税區電子帳簿管理の更なる規範化に関する事項に関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号: 2023年第158号公告

発布日: 2023年11月3日

施行日: 2023年12月1日

概要等: 税関は、電子帳簿を通じて、総合保税区内の保税貨物、監督管理年限内の自家使用設備等の入庫、出庫、移転、保管及び消費の状況について管理をし、保税消込リストを証憑として帳簿について消込みをする。

税務・会計

法令名: 「大衆に便利な税務春風キャンペーン」措置を出して最適化し民営経済の発展を促進しサービスの高品質の発展を強化することを継続することに関する国家税務総局の通知

公布部門: 税務総局

文書番号: 税総納服函[2023]211号

発布日: 2023年8月4日

施行日: -

概要等: 民営企業の境外投資の特徴を考え合わせ、税務総局公式サイトにおいて「海外租税事例データベース」をリリースし、国(地域)別の投資租税指針を更新して発表し、「国外進出」民営企業が税務リスクを防御し、税法遵守の能力を高めることを助ける。租税合意の相互協議手続、事前確認制度等の国際租税法律手段の運用を深め、民営企業等の納税者のクロスボーダー税関連紛争の解決を更に強力に助け、クロスボーダー経営の租税の確定性を高める。

法令名: 「企業データ資源関連会計処理暫定施行規定」の印刷発布に関する通知

公布部門: 財政部・税務総局・工業及び情報化部

文書番号: 财会[2023]11号

発布日: 2023年8月1日

施行日: 2024年1月1日

概要等: この規定は、企業が企業会計準則の関連規定に従い無形資産又は棚卸資産等の資産類別として認識するデータ資源、及び企業が適法に保有し、又は支配しており、企業に経済利益をもたらすことが期待されるが、企業会計規則の関連する資産認識条件を満たさないために資産として認識されないデータ資源の関連会計処理に適用する。

法令名: 貨物先物市場の対外開放の支持に関する増値税政策に関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2023年第21号公告

発布日: 2023年8月17日

施行日: -

概要等: 国务院の承認を経て対外開放された貨物先物品目の保税受渡業務については、一時的に増値税の徴収を免除する。上記の先物取引において実際に受け渡された貨物について、輸入又は輸出が生じた場合には、統一して現行の貨物輸出租税政策に従い執行する。非保税貨物に生じた先物現物受渡しについては、なお「『貨物先物増値税の徴収にかかる具体的弁法』の示達に関する国家税務総局の通知」(国税発[1994]244号)の規定に従い執行する。

法令名: 外国籍個人の関係する手当・補助にかかる個人所得税政策の実施を延長継続することに関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2023年第29号公告

発布日: 2023年8月18日

施行日: -

概要等: 外国籍個人は、居住者個人の条件に適合する場合には、個人所得税専門項目付加控除を享受することを選択することができ、また、「個人所得税の若干の政策問題に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財稅字[1994]020号)、「外国籍個人が取得する関係する補助・手当につき個人所得税を徴収し、及び免除することにかかる執行の問題に関する国家税務総局の通知」(国税発[1997]54号)及び「外国籍個人が取得する香港・マカオ地区の

住宅等の手当にかかる個人所得税の徴収及び免除に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財稅[2004]29号)の規定に従い、住宅補助、言語訓練費、子の教育費等の手当・補助にかかる免税優遇政策を享受することを選択することもできる。ただし、同時に享受してはならない。外国籍個人は、一旦選択したら、1納税年度内において変更してはならない。

法令名: 年間1回性の賞与にかかる個人所得税政策の実施を延長継続することに関する財政部及び税務総局の公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2023年第30号公告

発布日: 2023年8月18日

施行日: -

概要等: 居住者個人は、年間1回性の賞与を取得するにあたり、「個人が取得する年間1回性の賞与等について個人所得税を計算徴収する方法を調整する問題に関する国家税務総局の通知」(国税発[2005]9号)の規定に適合する場合には、当該年の総合所得に算入せず、年間1回性の賞与収入につき12か月で除して得た額により、この公告に添付する、月ごとに換算した後の総合所得税率表に従い、適用税率及び速算控除数を確定し、単独で計算納税する。

法令名: 設備及び器具の控除に係る企業所得税政策に関する公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 公告2023年第37号

発布日: 2023年8月18日

施行日: 2024年1月1日

概要等: 企業が2024年1月1日から2027年12月31日までの期間に新たに買い入れる設備及び器具で、単位価値が500万円を超えないものについては、当期原価費用に一括計上して課税所得額を計算する際に控除することを許可し、年度ごとに償却を計算しない。単位価値が500万円を超えるものについては、なお企業所得税法实施条例、「固定資産の加速減価償却にかかる企業所得税政策の完全化に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財稅[2014]75号)及び「固定資産の加速減価償却にかかる企業所得税政策をより一層完全化することに関する財政

部及び国家税務総局の通知」(財稅[2015]号)106号)等の関連規定に従い執行する。

法令名: 研究開発機構の設備調達にかかる増値税政策に関する公告

公布部門: 財政部・商務部・税務総局

文書番号: 公告2023年第41号

発布日: 2023年8月28日

施行日: -

概要等: この公告の執行は、2027年12月31日までとし、具体的には、国内資本研究開発機構及び外資研究開発センターが税還付資格を取得した翌月1日から執行する。

法令名: 先進的製造業企業の増値税の追加相殺政策に関する公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 公告2023年第43号

発布日: 2023年9月3日

施行日: -

概要等: 2023年1月1日から2027年12月31日まで、先進的製造業企業が当該期の控除可能仕入税額に従い5%追加して、納付すべき増値税税額を相殺することを許可する。

法令名: 集積回路及び工業工作機械企業の研究開発費用の追加損金算入比率を高めることに関する財政部、税務総局、国家発展改革委員会及び工業及び情報化部の公告

公布部門: 財政部・税務総局・国家発展改革委員会・工業及び情報化部

文書番号: 公告2023年第44号

発布日: 2023年9月12日

施行日: -

概要等: 集積回路及び工業工作機械企業に研究開発活動を展開する中で実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せずに当期損益に計上する場合には、規定に従い実際に基づき控除することを基礎として、2023年1月1日から2027年12月31日の期間において、実際発生額の120%に従い更に損金算入する。無形資産を形成する場合には、上記期間内において無形資産原価の220%に従い税引前に償却する。

法令名: 納税サービスを最適化し居住者企業による境外投資及び所得にかかる情報に関する報告書の報告を短縮化することに関する国家税務総局の公告

公布部門: 税務総局

文書番号: 2023年第17号公告

発布日: 2023年9月9日

施行日: 2023年10月10日

概要等: 居住者企業又はその境内の組合企業を通じて、1納税年度のうちのいずれか1日において、直接又は間接に外国企業の持分を保有し、又は議決権を有する株式が10% (当該数を含む。) 以上に到達するものは、当該年度の企業所得税の年度申告を手續する際に、主管する税務機関に対し、短縮後の「居住者企業境外投資情報報告表」を報告送付しなければならない。非居住者企業が境内において機構又は場所を設立し、境外で発生したけれどもその設立した機構又は場所と実際の関係がある所得を取得した場合には、この公告を参照して執行する。

法令名: 2023年度増値税の追加相殺政策を享受する先進的製造業企業名簿制定業務に関する事項に関する工業及び情報化部并公庁の通知

公布部門: 工業及び情報化部并公庁

文書番号: 工信庁財函[2023]267号

発布日: 2023年9月27日

施行日: -

概要等: 2023年1月1日から2027年12月31日まで、先進的製造業企業が当該期の控除可能仕入税額に従い5%追加して、納付すべき増値税税額を相殺することを許可する。適時に申告しない企業は、その後に申告を継続することができ、地方の工業情報化部門は、各月の月末までに確定した名簿を同級の税務部門に通知し、同時に科学技術部松明高度技術産業開発センターに報告送付する。

法令名: 廃鉱物油再生油品について消費税の徴収免除を継続することに関する公告

公布部門: 財政部・税務総局

文書番号: 2023年第69号公告

発布日: 2023年9月27日

施行日: -

概要等: 2023年1月1日から2027年12月31日ま

で、先進的製造業企業が当該期の控除可能仕入税額に従い5%追加して、納付すべき増値税税額を相殺することを許可する。適時に申告しない企業は、その後に申告を継続することができ、地方の工業情報化部門は、各月の月末までに確定した名簿を同級の税務部門に通知し、同時に科学技術部松明高度技術産業開発センターに報告送付する。

その他

法令名:「河套深港科学技術イノベーション合作区深圳園區発展規画」の印刷発布に関する國務院の通知

公布部門: 國務院

文書番号: 国発[2023]12号

公布日: 2023年8月8日

施行日: -

概要等: 深圳園區は、香港国際空港、深圳宝安国際空港、広深港高速鉄道福田駅に迅速に接続し、深圳光明科学城、香港科学園等のイノベーション拠点と「30分科学研究圏」を形成し、広州、東莞、惠州等の都市と「1時間産業圏」を形成することができる。「基礎研究+技術攻略+成果産業化+科学技術金融+人材支援」の全過程イノベーション生態チェーンを確立することができる。

法令名: 外国国家免除法

公布部門: -

文書番号: 主席令第10号

公布日: 2023年9月1日

施行日: -

概要等: 外国国家と、中華人民共和国を含む他の国の組織又は個人とが行う商業活動が中華人民共和国の領域内において発生し、又は中華人民共和国の領域外において発生したけれども中華人民共和国の領域内において直接の影響が生じる場合には、当該商業活動により起こされた訴訟について、当該外国国家は、中華人民共和国の法院において管轄の免除を享有しない。

この法律において「商業活動」とは、主権権力を行使しない、貨物又はサービスに関する取引、投資、貸借その他の商業的性質の行為をい

う。中華人民共和国の法院は、1つの行為が商業活動に該当するか否かを認定する際に、当該行為の性質及び目的を総合的に考慮しなければならない。

法令名:「民事訴訟法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定

公布部門: -

文書番号: 主席令第11号

公布日: 2023年9月1日

施行日: 2024年1月1日

概要等:「民事訴訟法」については、この決定に基づき相応する改正をし、かつ、条文の順序について相応する調整をし、新たに公布する。

法令名: 行政再議法

公布部門: -

文書番号: 主席令第9号

公布日: 2023年9月1日

施行日: 2024年1月1日

概要等: 申立人以外の、行政再議が申し立てられた行政行為又は行政再議事件の処理結果と利害関係を有する公民、法人その他組織は、第三者として行政再議への参加を申請し、又は行政再議機構が当該者に第三者として行政再議への参加を通知することができる。第三者が行政再議に参加しないことは、行政再議事件の審理に影響しない。

法令名: 強制性製品認証目録説明及び画定表の発布に関する市場監督管理総局の公告

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 公告2023年第36号

公布日: 2023年8月10日

施行日: -

概要等: 各関連当事者が強制性製品認証目録の範囲を正確に画定するのを便利にするため、市場監督管理総局は、強制性製品認証目録に基づき、関連標準による調整等の状況を調整・認証し、「強制性製品認証目録説明及び画定表（2023年改正）」を改正して作成する。合計16大類96品目の製品について、ここに公告をする。

法令名: 企業標準化促進弁法

公布部門: 国家市場監督管理総局

文書番号: 第83号令

公布日: 2023年8月31日

施行日: 2024年1月1日

概要等: 企業が国際標準及び国内外の先進的標準を指標とし、イノベーション技術成果及び良好な実用経験に基づき、推薦性標準の関連する技術要求を上回る企業標準を制定し、製品品質及びサービス水準の上げをサポートすることを奨励する。

法令名:「経営者の集中にかかる反独占コンプライアンス指針」の印刷発布に関する市場監督管理総局の通知

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 国市監反執二発[2023]74号

公布日: 2023年9月5日

施行日: -

概要等: この指針は、経営者が中国の境内及び境外において経営者の集中を実施する際の反独占コンプライアンス活動に適用する。この指針は、経営者の集中にかかる反独占コンプライアンスについてのみ一般的指導をし、経営者の参考に供するものであり、強制性を有しない。経営者は、自らの特徴を考え合わせ、内部コンプライアンス管理制度を細分化して完全化し、コンプライアンス管理体系を確立することができる。

法令名: 非銀行金融機構行政許可事項実施弁法

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 令2023年第3号

公布日: 2023年9月9日

施行日: 2023年11月10日

概要等: 金融リース会社及びその境内の専門業務子会社、消費金融会社及び自動車金融会社が資本調達手段計画の発行限度額を申請することにかかる許可手続には、第165条の規定を適用する。非銀行金融機構がデリバティブ商品取引業務資格を申請することにかかる許可手続には、第173条の規定を適用する。「中国銀保監会非銀行金融機構行政許可事項実施弁法」

(中国銀行保険監督管理委員会令2020年第6号)は、同時にこれを廃止する。

法令名:「安全緊急対応装備重点分野発展行動計画（2023-2025年）」の印刷発布に関する5つの部・委員会の通知

公布部門: 工業及び情報化部・国家発展改革委員会・科学技術部・財政部・緊急対応管理部

文書番号: 工信部聯安全[2023]166号

公布日: 2023年9月22日

施行日: -

概要等: 重点装備研究開発の難関攻略を展開する。先進的安全緊急対応装備（普及）目録を発布する。重点装備産業チェーンを完全化する。5G、人工知能、ロボット、北斗、新材料等の安全緊急対応装備分野における集積応用及び規模応用を推進し、技術的先進性、応用実効性、モデルの革新性及びモデル提示の先導性を有する技術成果転化プロジェクトを選抜し、モデル提示の試行を展開する。

法令名: 長江デルタの計量一体化発展の全面的深化に関する市場監督管理総局の意見

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: 国市監計量発[2023]84号

公布日: 2023年9月28日

施行日: -

概要等: 長江デルタ地区の一部の区域が引き受ける、企業内部で使用を取り消す最高計量標準器具の考査にかかる証書発行及び強制検定改革、計量標準器具の再検査・考査に告知承諾制を実行することにかかる改革、計量器具の型式認可業務メカニズム改革等の試行モデルの経験の共用・共有を推進し、秩序を有して試行モデルの成果を自由貿易区及び一体化先行モデル区において複製して普及させる。

法令名: 品質認証が炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルに奉仕することにかかる業務を統一的に運用することに関する市場監督管理総局の実施意見

公布部門: 市場監督管理総局

文書番号: -

公布日: 2023年10月12日

施行日: -

概要等: 2025年までに、直接的及び間接的に炭素類に関連するものが結合し、国の統一的推進と機構の自主的展開が結合した炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル認証制度体系を基本的に建設する。炭素排出の削減、炭素除去、炭素開示等の発展要求及び標準建設の状況を考え合わせ、産業チェーン及びサプライチェーンの低炭素化モデルチェンジの要求をめぐっては、排出検査を基礎とする、直接に炭素に関連する認証制度体系を確立して健全化する。

法令名: 広州南砂において世界に向けた広東・香港・マカオ全面合作を深化させるため司法サービス及び保障を提供することに関する最高人民法院の意見

公布部門: 最高人民法院

文書番号: 法発[2023]16号

公布日: 2023年10月11日

施行日: -

概要等: 関連する科学研究設備の輸入を支持し、輸入設備の売買、賃貸、ファイナンスリース、抵当等により生ずる紛争を適切に処理し、設備の有効利用・流通を奨励し、及び規範化する。科学技術金融商品及びサービスのイノベーション分野の各種紛争を適切に処理し、法により関連主体の適法な権益を保護する。

法令名: 化学原料薬の再登録管理等の関係事項に関する国家薬監局の公告

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 公告2023年第129号

公布日: 2023年10月13日

施行日: 2023年10月13日

概要等: 化学原料薬の再登録業務を秩序を有して展開するため、一定の移行期間を与える。この公告の発布の日から、化学原料薬認可証明文書の残余の有効期間が6か月以上ある場合には、上記第(五)号の規定に従い再登録を申請する。認可証明文書の残余の有効期間が6か月未満であり、又は既に有効期間が過ぎている場合には、登記人は、この公告が発布された日から1年以内に、省級薬品監督管理部門(又は薬品審査センター)に対し再登録申請を提出しなければならない。

法令名: 薬品上市許可保有者委託生産監督管理業務の強化に関する国家薬監局の公告

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 公告2023年第132号

公布日: 2023年10月17日

施行日: 2023年10月17日

概要等: 保有者は、薬品監督管理の関係規定及び薬品生産品質管理規範等の要求に従い薬品上市後変更統制システムを確立し、内部変更分類原則、変更事項リスト、業務手続及びリスク管理要求を制定し、かつ、誠実に実施しなければならない。製品の特徴を考え合わせ、受託生産企業と連合して関連研究、評価及び必要な検証を展開した後に、変更管理類別を確定し、承認及び備案を経た後に実施し、又は年度報告において明記しなければならない。

法令名: 「特許転化応用専門項目行動方案(2023-2025年)」の印刷発布に関する國務院弁公庁の通知

公布部門: 深圳証券取引所

文書番号: 国弁発[2023]37号

公布日: 2023年10月17日

施行日: -

概要等: 海外特許権者、外商投資企業等が自由意思・平等の市場化原則に従い、特許技術を転化・実施することを奨励する。国際ビッグサイエンス計画の知的財産権の関連規則を確立して健全化し、国際科学技術合作の奥行き深い発展を支持する。「一帯一路」の共同建設国家、BRICS等において特許の普及応用及び包摂共有を展開することを模索し、国際グリーン技術知的財産権の開放・実施を奨励する。

法令名: 商業銀行資本管理弁法

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 令2023年第4号

公布日: 2023年10月26日

施行日: 2024年1月1日

概要等: 商業銀行は、この弁法の附属書3の規定に従い、証券、商品及び外貨の清算により形成されるリスク・エクスポージャーに応じて信用リスクアセットを計測しなければならない。「商業銀行資本管理弁法(試行)」(中国銀行業監督管理委員会令2012年第1号)、「商業銀行資本監督管

理付帯政策文書の印刷発布に関する中国銀監会の通知」(銀監発[2013]33号)、「商業銀行レバレッジ比率管理弁法」(中国銀行業監督管理委員会令2015年第1号)、「商業銀行グローバルシステム重要性評価指標開示指針」(銀監発[2014]1号)及び「デリバティブ商品取引相手の違約リスク資産計測規則の印刷発布に関する中国銀監会の通知」(銀監発[2018]1号)は、同時にこれらを廃止する。この弁法が施行される前に発布された関係規則及び規範性文書がこの弁法と一致しない場合には、この弁法に従い執行する。

法令名: 深圳総合改革試行イノベーション措置及び典型的な経験を再度普及させて手本とすることに関する通知

公布部門: 国家発展改革委員会・科学技術部・司法部・自然資源部・中国人民銀行・中国証券監督管理委員会・国家知的財産権局

文書番号: 発改体改[2023]1447号

公布日: 2023年10月27日

施行日: -

概要等: 今回の、普及させ手本とするイノベーション措置及び典型的な経験合計22条には、主として、次を含む。科学技術成果の移転にかかる全チェーンサービス、新領域・新業態の知的財産権保護等の4条の科学技術成果の転化を支持するイノベーション措置。第二次・三次産業混合用地の新モデル、国際的職称を認可とみなす等の6条の要素の市場化配置を推進する典型的な経験。グリーン金融監督管理サービスメカニズム、破産制度の突破イノベーション等の6条の企業関連サービスの最適化にかかるイノベーション措置。医療サービスのクロスボーダー連携、行政再議職責の統一行使等の6条の人民生活の改善及び統治効果の向上にかかる典型的な経験。

バックナンバーのご紹介



スマートフォンからも
ご覧いただけます

下記以外にも2015年度以降の全号を、弊行ホームページでご覧いただけます。
<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



2023年度 第3号



2023年度 第2号



2023年度 第1号



2022年度 第4号



2022年度 第3号



2022年度 第2号



2022年度 第1号



2021年度 第4号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処
中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号
TEL: +86-10-6505-8989 FAX: +86-10-6505-3829
E-MAIL: yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかわる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

